

平成15年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成15年6月9日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野瑤一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕13番 木澤議員

1、少子高齢化対策について

①斑鳩町では年間何件の婚姻届が出されているか？

そのうち斑鳩町に在住する夫婦は何組か？

②町として新婚家庭に対する支援を何か行っているか？

③斑鳩町に新婚夫婦がたくさん集まってくる施策として、新婚家庭の家賃を補助する制度は検討できないか？

2、斑鳩大塚古墳前の通学路について

①通路が狭く、脇に水路があり危険なので改善してほしいという声を聞いているが、そこを通学路と認定している町の見解はどうか？

②場所的に人目につきにくい所にあり、近年児童を対象とした犯罪が増えているが、防犯対策を考える必要があるのではないか。

3、公園整備について

①町内に子どもが大勢で遊べる公園・広場が十分にあるのか？また、街区公園の設置予定はあるのか？

②子どもの成長過程において、外で友達と遊べる・他人とコミュニケーションをとれる空間として公園は大切であると思われるが、町の見解はどうか？

③町営住宅の跡地を公園・広場として活用できないか？また、バイパス建設予定地を子ども達に開放することはできないか？

4、観光の振興について

①観光振興基本計画の策定はどこまで進んでいるのか？具体化されているものはあるか？

②観光拠点ルート整備はどういう構想で行われているのか？地元住民や商店の声を取り入れたものになっているか？

5、法隆寺駅改築について

①将来の駅の姿をどのような観点でとらえているか？

②住民から危険だという声を聞いているが、踏切りの拡幅について町として今後どのように考えているか？

③大きな予算をとまなう事業であり、住民の意見を聞き、しっかりと反映できるようアンケートなどを行うべきではないか？

〔2〕 15番 中西議員

1、ふれあい交流センターの利用について

・その後の利用状況

・PR・イベント等の計画を検討すると答弁をいただいたが、その後の対応は。

・高齢者・障害者（重度）の方の入浴できる日を設定していただくよう再度要望いたしましたが、その結果は。

・入れ墨をされた方が入浴をされ、住民の方から不安の声を聞くが町としての対応は。

2、配水管布設工事に伴う事務費・通水費の徴収について

・徴収方法について検討すると答弁をいただいたが、その結果は。

〔3〕 3番 飯邊議員

1、通学路の危険箇所解消について

①現在までに、通学路の危険箇所についての調査とその対策をどの程度実施されてきたか。

②現在のところ通学路で問題になっている箇所があるのか。

③今後どのような箇所について注意しなければならないか。

2、色覚のバリアフリー（カラー）対策について

①色覚障害の実態について、町として把握していますか。

②役所のHPやパンフレット等の発刊物等は、色に配慮したものとなっ

ていますか。現状はどうか。

- ③もし、取り組みがされていないのであれば、今後の取り組みとしてカラーバリアフリーに配慮した役所の取り組みが必要ではないのか。

3、健康増進法について

- ①町として健康増進法に対して、どのように考えられていますか。
②今後、どのようにして取り組んでいくのか。

4、環境パトロールの強化について

- ①現在に於ける環境パトロールの状況について
②今後の環境パトロールについて現状のままでよいのか。また、将来どのようなパトロールの強化が必要と考えられているか。

[4] 1番 嶋田議員

1、道路行政について

①生活道路網に関し

- ・生活道路網の現況について
- ・町の現状認識
- ・5ケ年計画及び都市計画道路の進捗状況は
- ・5ケ年計画道路の優先順位はどのようになされているのか。

②今後の計画について

- ・5ケ年計画の見直しに関し、どのような経緯で、どのようになされるのか。
- ・毎年教育委員会から通学路の危険箇所及び危険道路が報告されていると思うが、それらは5ケ年計画決定に反映されるのか。また、その優先度は。

2、教育特区について

①教育特区について町の考え方

②小中一貫教育について

- ・上記の取組みを前提としての研究会発足なのか。
- ・研究会の結果について、取組みを中止する可能性はあるのか。
- ・保護者への説明、児童への影響をどのように考えているのか。

[5] 7番 小野議員

1、市町村合併について

- ①「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の主な改正点と、それに対する認識と対応を問う。
- ②明治・昭和の大合併のそれぞれの特徴と、今回の合併の相違点を問う。
- ③合併推進についての政府の取組と財政措置及びその認識を問う。
- ④住民発議により設置された7町の法定協議会の意義と円滑な運営を問う。

2、供用開始に向けての公共下水道面整備について

- ①第1次認可区域内で面整備が未着手の地域とその理由を問う。
- ②その解決方法と、事業推進に向けての体制整備を問う。

3、民生・児童委員協議会について

- ①協議会設置の趣旨と、委員選任方法及び活動内容を問う。
- ②斑鳩町社会福祉協議会の第2次発展・強化計画策定の中に福祉関係団体への支援として「団体事務（民生・児童委員協議会、共同募金会）からの撤退」が盛り込まれていることに対する認識と対応を問う。

4、「地縁による団体」について

- ①「地縁団体」設立の目的とその意義を問う。
- ②認可の要件とその基本的な考え方を問う。
- ③先日の自治会連合会総会において、「地縁団体」の手引書を配布されたが、その狙いと今後の対応を問う。

5、建設工事請負業者の格付と入札について

- ①格付の方法とその基準を問う。
- ②各等級ごとの業者数と入札指名選定を問う。

〔6〕4番 西谷議員

1、町営住宅と町営住宅跡地について

- ①町営住宅の入居者募集の時期と募集規模について問う。
- ②町営住宅跡地の有効活用について

2、ごみ分別に伴う町行政の現状について

- ①リサイクル法に基づき、町が回収した資源物（びん・缶・ペットボトル・食品トレー）の最終処理までの経路を問う。

- ②平成15年4月からリサイクルされる資源物（食品トレイ）の回収が、公民館等の公共施設の回収ボックスとなっているが、なぜ他の資源物（ペットボトル・びん・缶）と同様のごみステーションで回収しないのか。
- ③平成15年4月からごみステーション方式を実施しているが、各自治会の受入れ状況や問題点について問う。
- ④ごみステーションを用水路の上に設置してほしいとの声を聞くが、その予定は。
- ⑤毎年1億円以上もかかるビニールごみ処理について、経費節減のための検討は。

3、法隆寺東部土地改良区の維持管理費の徴収について

- ①3月議会で質問した維持管理費を徴収のその根拠を改めて問う。

[7] 2番 松田議員

1、合併問題をめぐる対応と基本的な認識について

- ①合併協議会にのぞむにあたっての基本的な態度を聞きたい。
- ②合併協議会は毎月1回開催の日程が組まれているが、その論議の手順はどのように考えられているのか。
- ③この協議会には斑鳩町から7人の委員が参加されるが、委員相互間の意見調整は行われるのか。
- ④住民に対する十分な情報提供と説明会を行うとの考えを示しているが、具体的にどのような方法で取り込まれるのか。
- ⑤合併の是非にかかわらず、斑鳩町が重要施策としてかかげるパークウェイ整備事業、総合福祉会館の建設、JR法隆寺駅を含む周辺整備事業、公共下水道事業等は計画通り積極的に実現されるものと考えているかどうか。

2、都市計画道路、法隆寺門前線の整備にかかわる取組みの現状について（陳情第4号による指摘事項を参考に質問）

- ①法隆寺門前の整備にかかわる広場事業の取組みと現状についての説明を求める。
- ②法隆寺門前広場の事業主体はどこになっているのか。（県か町か法隆寺

か)

③広場整備の実施後、維持管理はどこになるのか。

〔8〕9番 浦野議員

1、(仮称)総合福祉会館建設に関して、総合福祉の具体的な内容についての質問。

平成15年度斑鳩町議会第2回定例会予算審査特別委員会において、中井住民生活部長の答弁の中で、この総合福祉会館は、斑鳩町の福祉保健の拠点となる施設を目指し、介護保険事業、子育て支援などの強化の為に保健センターを建設するとともに、障害者の社会参加の促進の為に施設も含め、特定者の方の利用施設とはせず、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備したいと述べておられますが、ここで「総合的なサービス」の内容について、具体的にお聞かせ願いたい。お答えの前に「福祉」という言葉は、辞書では「福」も「祉」も「しあわせ」という意味、従って「福祉施設」の目指す本来の目標は、人間が生活していく中で「しあわせを感じる空間」である、と私並びに町民は認識するところであり、いわゆる福祉会館は、会館が作られたというハード面に終わらず、その空間でどのような充実した福祉を享受できるのかという、ソフト面が重要だと考える町民に対する回答を求めます。

2、失業者に対する雇用の促進対策についての質問

不況が続く中、子育て真最中の方、また学業終了後就職したくても、就業できない就職浪人が増加しているが、この対策として具体的にどのように考えておられるのか、質問したい。

平成15年斑鳩町議会第2回定例会予算審査特別委員会において、鍵田都市建設部長の答弁の中で、緊急地域雇用創出特別対策事業と銘打って、県下の著しい雇用失業情勢を鑑み緊急且つ臨時的な雇用就労機会の創出を図る為、応急処置としてホームページリニューアル事業・ITパソコン講習会開催事業及び福祉サービス現況調査事業を展開するとありますが、それでは、これらの事業はどのように実際可動し、現在の失業者に対して就業の場を提供できているのかを具体的にお聞か

してください。

これは町のあらゆる行政機関（図書館・公民館・いかるがホール等々）で就労されている就労者を見ると、一部高齢者（定年後の再就労）の方がおられますが、この方々に就業の場を提供することも大切ですが、それより今社会で一番困っておられるのは、子育て真最中の親御様方と、学業終了後の就職浪人の方々だと思いますので、こういったことを踏まえ、質問の回答を求めます。

[9] 6番 浅井議員

1、（仮称）総合福社会館の整備について

- ①地元対応はどうだったのか？
- ②建設候補地の自治会、水利組合との話し合いについて
- ③地権者の方々との話し合いについて

2、パークウェイについて

- ①本年度の整備についての中で街路樹の植栽について
- ②今後、この道路はどの方向に進むのか？

3、三代川改修工事の進捗状況について

- ・線路から北の方を先に工事を進めるのか、南の方からするのか？

4、法隆寺駅周辺整備事業について

- ①駅舎の改築整備はいつごろになるのか。
- ②橋上駅舎としての具体的な説明について

5、最近の目立つ落書きについて聞く

- ・最近、道路や歩道、公園の落書きについて町としてどのように思われているのか

[10] 11番 三木議員

1、広域7町市町村合併について

- ①町長は生駒郡4町・斑鳩市構想は今でもお持ちですか。
- ②住民に対して情報提供は、説明会は。
- ③合併特例法の期限立法による継続期限は。
- ④合併後の（平成17年3月31日成立の場合）選挙は。
全国の例をあげてご説明ください。

- ・町長
- ・町議会議員

2、旧街道補修工事について

- ①剥離状況の原因は
- ②今後の補修は

3、龍田西3-1309-31先の交通安全対策について

- ①信号機の設置要望の状況は
- ②徐行サイン等の提案は
- ③この地域の交通規制は

[11] 12番 木田議員

1、都市建設部の懸案事項について

- ①富雄川の河川改修の進捗度と年次計画はどのようになっているのか。
- ②三代川の河川改修の今後の進捗予想と現在の状況について
- ③いかるがパークウェイのモデル路線の進捗度と今後の年度別の予定について、都市計画道路、法隆寺線についても。
- ④法隆寺駅の橋上化と駅前整備について
- ⑤竜田大橋の168号（国道）と25号の交差点の右折レーンの進捗度について
- ⑥万年、交通渋滞している大和高田・斑鳩線新御幸橋の現在の状況と今後の進捗について問う。
- ⑦県道天理・斑鳩線の進捗及び今後の事業の進展について問う。

2、上下水道の懸案事項について

- ・平成17年3月に供用開始（一部）される公共下水道の整備進捗度と阿波二丁目地内の未整備地区の進展について問う。

3、住民生活部の懸案事項について

- ①（仮称）総合福祉会館の現在の状況と平成17年の竣工に間に合うように順調に進捗しているのかについて問う。
- ②今話題となっているSARS対策に対し、観光立町としての対策は十分になされているのかについて問う。

4、公共施設に於ける樹木の管理について

①上宮遺跡公園の立ち枯れとなっている山紅葉について、梅及び木斛について早急な処理と今後の管理について

②ふれあい交流センター入り口の枯れ木の処理と火葬場の枯れ木について

5、総務部に関する事項について

・下司田池の現在の状況について

[12] 14番 里川議員

1、奈良県公嘱協会に関する新聞報道について

①「著しく公平を欠く」として改善指導を受けていた状況があったが、当町の契約について問題はなかったか。

②契約における競争原理の導入が最も遅れている分野で、独占的な契約温存となっているが、契約方法は今後どうするのか。

2、支援費制度の問題点について

①ホームヘルプサービスの十分な対応ができる状況にあるかが疑問、現状はどうか。

②ガイドヘルパー事業の問題点は町としてどう考えているか。

③「移動介護」利用者の現況と当町の今後のサービスに対する考え方について

④国から市町村への交付基準として、居宅介護の目安が示されていることについて

3、「教育特区」の小・中一貫教育について

①現状の何が問題と考え、研究することとしたのか。

②小・中一貫教育のメリットは何なのか。

③6月の21日教育講演会で認識を深めるとあるが、どんな内容のものか。

4、教育基本法改正と教育改革について

①教育の基本理念に新たに規定されるものの考え方について

②各条項全文で追加されるものと、削除されるものの考え方について

③福岡市立小学校の通信表に見られる改革の先取り観点評価について

④「心のノート」の評価と採用状況について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目の少子高齢化対策についてです。

少子高齢化が深刻化する状況の中、斑鳩町も例外ではなく、ここ数年の人口推移を見ましても、6歳以下では、平成12年3月から平成15年3月まででは、毎年30人の割合で子どもが減っています。それとは逆に、65歳以上では、同じように平成12年3月から平成15年3月末まで、毎年200人以上の高齢者がふえてきています。

これに対し、町の総合計画の中にありますまちづくりの基本法の2、少子高齢化社会に対応した福祉社会づくりの中でも、高齢化や少子化は今後も続くと予測がされる、このようにありまして、町としても少子高齢化を認識されていることが確認できます。

そして、斑鳩で子どもを安心して産み育てられる環境づくりとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに育つ環境づくりを進める町方針を定め、現在その具体的な施策として町独自で、3歳以上4歳未満の幼児医療費の助成や、4歳以上就学前までの幼児歯科、入院費の助成を行っています。これは、奈良県下でも、他の市町村に先駆けた少子化対策としてすばらしい有効な施策であると思います。

しかし、先日、斑鳩町で新婚生活を始めた夫婦が、1年もたたないうちに、家賃が高過ぎて生活ができないからと上牧町のほうへ引っ越してしまうということが実際にありました。せっかくすばらしい子育て支援の施策があるのに、それを使う前に斑鳩町を出ていかれては、制度を生かすこともできず、若い夫婦が出ていってしまうことは、町にとって何とももったいない話です。

そこで、お聞きしたいのですが、斑鳩町では、年間何件の婚姻届が出され、そのうち何組の夫婦が斑鳩町に在住しているか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町で年間何件の婚姻届が出されて、そのうち斑鳩町

に在住の夫婦は何組おられるかというご質問でございます。

まず、婚姻届の件数でございますけれども、平成12年度からお答えをさせていただきたいと思います。平成12年度では、333件、平成13年度では365件、平成14年度では363件となっております。ちなみに、平成14年度で、その363件のうちの内訳を申し上げますと、斑鳩町に本籍を置いておられる方の届け出が108件でございます。そして、他の市町村に本籍を置いておられる方の届け出が32件ということになっております。合計140件でございます。これは、斑鳩町の役場のほうの窓口で届け出をされた件数でございます。また、本籍が斑鳩町にあって他の市町村で届け出をされた方が223件ございます。

ということで、次に、そのうちで斑鳩町に在住をするご夫婦は何組かということでございますけれども、婚姻届とか戸籍の届け出につきましては、本籍地により事務処理を行っておりますことから、斑鳩町に在住をされているかどうかというところまでの把握はできておらないということでございますので、今質問者のご質問されてます斑鳩町の在住の夫婦は何組かと、このうちの在住の夫婦は何組かということまでは把握できておらないので、お答えすることはできないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。町としては、婚姻届を出された新婚夫婦のその後の過程について、住居状況について把握をしていないということですが、先ほど挙げました実態もありますので、今後町としてそういった新婚家庭の動向も把握をしていただきたいとお願いをしておきまして、では次の、現在町として何か新婚家庭に対する支援を行っているかということをお聞きしたいのですが、よろしく申し上げます。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、新婚家庭の中には、斑鳩町にお住みになられましても、身近な友人もなく、なれない場所での生活に不安を持っておられる方もおられると思います。また、核家族化によりまして、周囲の支援者が少ない中で、出産、育児にも不安を持っておられる妊婦の方も増加していると、このようにも把握をしておるところでございます。

そこで、このような不安を抱いておられる家庭に対しまして、保健センターにおきま

しては、婚前・新婚学級、いわゆるハッピーライフとかパパママスクールを実施をいたしております。ハッピーライフでは、長期的な視野を持ちまして、妊娠準備期として妊娠前からの健康管理の重要性を理解をしていただきまして、健康的な家庭づくりを支援をいたしているところでございます。また、パパママスクールでは、夫婦がともに妊娠、出産を主体的に取り組みをしていただきまして、安心して出産にのぞんでいただき、スムーズに育児へとつなげられるように支援をいたしているところでございます。

さらに、平成14年度からでございますけれども、奈良県下で初めて母子手帳とともに父子手帳というものを発行いたしまして、父親の育児参加と母親の育児負担の軽減にも努めているところでございます。

また、保健センターでは、保健師等によりまして、妊産婦の相談や指導も行っているということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。新婚夫婦を受け入れ、子育てを支援するために、育児ノイローゼなどで悩む夫婦がふえている中、行政が住民に対してそういった場を設け、新婚家庭の触れ合いや子育てのケアを行うことは必要とされ、今後も重要になってくると思われます。また、そういった形で職員の皆さんが努力をされていることに感謝をいたしますが、実際に青年の現状を見ますと、先ほども言いました新婚夫婦が家賃が安いアパートを求め上牧町のほうへ引っ越していったという事実もありますように、斑鳩で安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、私は子どもを産む前の段階からの支援が必要ではないか、このように考えます。現在、青年の失業率は全世代の平均よりも高く、職につかずフリーターをしている青年もたくさんおります。また、就職し働いている者も、年齢的に高収入を得ることは難しく、子どもは欲しいがお金がないので子どもを産むことができない、こういった事情があり、収入の少ない青年にとって、より家賃の安い住居に住み子どもを産み育てようと思うのは当然であります。

そこで、私は思うのですが、新婚の若い夫婦が斑鳩町に集まってくる、そんな施策として新婚家庭の家賃を一定補助する制度を町として考えられないか、このように思います。同じような人口規模で言いますと、広陵町が20年ほど前からニュータウンをつくり、若者を集め、現在奈良県下でも低い高齢化率となっています。

では、斑鳩町だとうかがいますと、ニュータウンをつくるのは、莫大な費用も土

地も要りますので、広陵町と同じようなことをするのは無理であると思いますが、今空き家が多くなっている民間のマンションやアパート、こういった賃貸住居の家賃を新婚家庭への支援として補助することは、比較的少ない予算でもできるのではないのでしょうか。例えば、何年か区切りを決めて実験的にもやってみる価値があるのではないかと思います。そういう検討はしていただけないでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町に新婚夫婦が集まってくるというようなことで、家賃の補助というようなご質問でございますけれども、我々、ご質問をいただきまして、こういう制度等の実施をしているところがないかということで確認をさせていただきました。そういたしますと、全国的には新婚家庭への家賃というのは余りないんですけれども、近畿のところで、大阪市をはじめといたしまして神戸市とか京都市、和歌山市、岸和田市などで実施をされているという情報を得ております。しかし、これらの、大阪市とかを除きましてあと神戸とか和歌山、岸和田におきましては、昨今の厳しい財政状況を勘案して新規募集を中止をしたりしております。また、大阪市では、この制度を実施していくかどうかというのは、毎年検討をされているというようにも聞いているところでございます。

奈良県下でこのようなことはないのかということで情報把握をいたしました。奈良県下の市町村におきましては、このような、今質問者が申されているような補助制度というのは実施をされているところはないというような状況でございます。

斑鳩町といたしましては、現在取り組んでおります各種の新婚家庭への支援とか、子育て支援事業の充実を図りまして、より安心して楽しく子育てができる環境づくりを努めてまいりたい。斑鳩町に住んでいただけるような形で図っていききたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいまご答弁の中にありましたように、財政的に厳しくなっているから毎年新婚家庭の家賃補助の制度を見直しているということですが、斑鳩町としても一般収入が年々減ってきている中、だんだんやっぱりじり貧になって財政状況は悪化してくると思います。そして、まだ比較的財政状況としても、ここ数年減ってきていますが、減ってきた段階で、やっぱり今後の対策として、少子高齢化対策として新婚家庭をしっかり、子どもを生んでいただけるそういう存在として位置づけて、それ

を補助していくことは私は必要だとは感じます。

そして、大阪などで打ち切られているところもあるとおっしゃっていましたが、実際にやっておられるところでは、年数が2年から3年、もっと長いところもありますが、家賃を補助するのは、5万円以上の家賃で2万円から2万5,000円といった実態で補助をされていますけども、これをやることによって求められる効果としまして、定住していただくということがやっぱり求められると思うのですが、この定住も何年間は定住していただくと、こういうことを定めまして、家賃の補助のほうも2万円、3万円、そこまではいなくても1万円、またそれ以下でもいいと思いますし、年数ですね、2年、3年をやるということまでいなくても、実際1年でも補助をする、そういうところを実験的にもやっていただいてはどうかと思います。財政的に厳しい状況は確かにありますので、それも検討していただきたいとは思いますが、そういう、いきなり大きな制度として取り組むのではなく、小さい、小さいと言ったら変ですけども、少ない中でもそういう姿勢を見せていくことが必要ではないかと思いますが、そのことを含めまして、今後そういう対策で少子高齢化にも取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

では、2点目の斑鳩大塚古墳前の通学路について質問いたします。

現在、斑鳩小学校に通う児童、そして斑鳩幼稚園に子どもを送り迎えするお母さん方が、毎日のようにその通路を利用しているのですが、非常に狭くて危険だという声を聞いています。私も実際に何度か通りましたが、子どもが2人並んで歩くと道いっぱい、自転車で子どもを乗せて幼稚園に来られるお母さんが多いのですが、それも自転車が1台通ると人とすれ違いができないというのが現実でした。また、すぐ脇が水路になっていて、登校時には子どもたちが2列にきちんと並んでくるのですが、下校時にはばらばらに帰りますので、下校途中水路を飛び越えて遊びながら帰る、こういった子どもも少なくありません。怪我をする危険性が非常に高いと思われるので、その通路を広く改善する必要があるのではないかと思うのですが、そこを通学路として認定している町の見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路の見解ということでございますが、通学路につきましては、あくまでも既存の道路の中で、どの経路が児童生徒の通学に一番安全であるのかというようなことを基本的に考えているところでございます。そうした上で、危険な箇所

がありましたら、ガードレールの改修とか、あるいは白線の補修等をしながら通学路であることの、また標識の設置等などにつきまして、必要に応じて関係機関に要請しながら、できる限りにおいて改善をしていく努力をしているところでございます。

通学路の設定につきましては、日本健康センターというところがございます。これは、学校の子どもたちの事故の補償をしていただける機関でございますが、そうしたところで定めております一定の基準ということですか、考え方なんですけど、これでは、できるだけ車歩道の区別のある道路ということをまず一番に考えています。その区別がない場合には、車両の交通量が少ないところ。そして、道路の幅員が児童生徒の通行を確保できる状況であることなどの条件を1番目に考えられているところでございます。

こうしたことから考えますと、今、確かにおっしゃるように、1メートル20余りの道路幅員でございますけれども、子どもたちが歩くということであれば一番安全ではないかなというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、既存の道路を使って通学路といたしておりますことから、通学、登下校に際しましては、やはり細心の注意を払って事故のないように通学するのが必要でございます。

そうしたことから、学校のほうでも、通学途上について、あるいは下校についての指導を徹底して、子どもたちの安全指導というものに徹底して指導しているわけでございますので、子どもたちがそうした安全指導を受けながら自分の身を自分で守っていくんだというそういう意識も子どもたちの中に植えつけていって、そして交通事故のない安全な通学をしていただくように現在学校のほうでも指導をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいま答弁の中で、指導をしていただいていると、子どもたちに危険のないように登校をなさいと、そういう指導をしていただいているのは、大変ありがたいし、子どもたちにとっても必要であると思っておりますけれども、やはり道が狭いということで、これは行政側としてやっぱり危険を回避するという意味で、道を広く拡幅する必要があるのではないかと、このように思いまして、現在脇が水路になっているところですね、ここに蓋をすとか、今現在道の今度は反対側のほうですと、田んぼになっているのですが、その田んぼは休耕田になっていますので、田植えはしていないわけですね。そういったところを買い取って道を広くするという方向でご検討はいただけないのでしょうか。また、過去にもそういうことをご検討いただいたことはないの

でしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の道路の拡幅等についての件ですが、この道路は、大正時代に、当時龍田町の町道として認定されてます。それで、現在斑鳩町に引き継がれておって、今現在町道としての位置づけでございます。

この道路の整備についてなんですけど、以前には拡幅の計画が確かにごございました。ただしこれは実現できておりません。現在は、その計画もなくなっております。

ちなみに、この道路の、通学路の安全点検というのがございますが、13年度、14年度においては、そういった修復であるとか拡張であるとか、そういった要望は出ておりません。

以上です。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、ご答弁いただいた中で、以前にもそういう話があって拡幅を検討されたということがありますが、ではなぜその拡幅ができなかったのか、その経緯を教えてください、お願いしたいのですが。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 過去に実現しておらない理由としましては、用地の買収の問題であるとか、一部地元のほうで反対の意見もあったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。では、私が先ほど言いました水路に蓋をして道を広くする、こういったことはご検討いただいたことはないでしょうか。また、これから先そういったことをご検討いただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 水路に蓋をするであるとか、そういったことにつきましては、地元水利組合との協議も必要でございます。そういったことから、今後可能であるか、いろんなことを広い視野で検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。では、そういった方向で道を広くし、子どもたちの通学路として安全を図っていただく方向でご検討をいただきたいと思ひまして、それではその次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

近年、児童が巻き込まれる犯罪がふえている中、以前の池田小学校の例もありますように、大変そういった犯罪がふえていますので、場所的に人目につきにくいところにあるその道路、今話に出ております通学路なのですが、非常に人目につきにくいところにありますので、保護者の方もそういった心配はされているのではないかと思ひますが、防犯対策を考え安心して通える通学路にする必要があると思ひのですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学途上の防犯対策ということでございます。学校におきまして、各学校で安全指導を行っているところでございます。特に小学校につきましては、集団による登校、または下校時においても単独で下校することのないように指導をしているところでございます。

児童生徒が、長期休暇となります夏休みとか、あるいは春休み、冬休みの期間におきましては、斑鳩町の生活安全推進協議会、あるいは斑鳩町青少年問題協議会等によりまして、児童生徒の事故防止を、事故を防ぐために各町内の施設、あるいは地域を巡回を行っていただいているところでございます。また、いろいろな催しにつきましても、指導のために巡回をしていただいております。また、西和警察署におきましても、町内外におきまして軽犯罪が多発していますことから、巡回パトロールの強化をしていただいております。また町からも必要に応じて巡回のパトロールの要請を行っているところでございます。

今、質問者がおっしゃっておられますこの大塚山の周辺に防犯対策というふうにおっしゃっていたと思うんですが、これは本年度防犯灯の整備を担当課で予定しているところでございます。現在、地元地権者等との調整を行っておりまして、調整がまとまり次第防犯灯の新設工事を行うことになってございます。今後も、関係機関と連携を図りながら防犯対策の充実を図ってまいりたいというふうにご考慮しております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。今、ご答弁の中で、巡回をしていた

だいているとありましたけども、これはどういったペースで、例えば夕方だったら何時ですとか、1週間に何回ぐらい巡回をされているのかということをお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 青少年問題協議会のほうでは、特に夏休みとか春休み、冬休み、長期休業中の期間に3回なり4回を巡回しています。これは、時間はいろいろありまして、6時ごろから回る場合もありますし、以前では11時ごろから回っていただいたこともございます。そうしたことを、巡回しながら、子どもたち、あるいは青少年が集まりやすい時間、場所等を選定して巡回をしていただいております。防犯協会、それから生活安全推進協議会のほうも、そうしたところと一緒に協力しながら巡回をしていただいているところでございます。

平日どういうふうに戻っているかというのは、平日については今回っておりません。先ほど言いましたように、何かの催しのときに指導の意味で巡回をしていただくということです。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。私がお聞きしたかったところでは、平日はどれぐらいやっているかということをお聞きしたかったのですが、長期休暇中はやっておられますが平日はやっておられないということで、確かに防犯灯をつけることにより一定の効果はあると思いますが、私としてはやはりそこを人が通れるようにして、子どもたちの登下校を見守れる、こういった形で安全確認をとっていただきたいということを思ひまして、そのことも含めまして先ほどの質問にも挙げさせていただきましたけども、やはり道を広くするということですね。財政的、また用地的な問題もありますけども、道を広くすることによって、一般の人も通行ができる。こういった形で防犯対策としてもとっていくべきではないかということをお申し上げまして、さらに子どもたちの安全を考え、こういった方向でもご検討をいただくようお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

それでは、3点目の公園整備について質問いたします。

私は、町内の家に面した道路、ここでよく子どもたちがボール遊びをしているのを見かけます。最近では家の前の道路でも当たり前のように車が通りますし、また私自身も車で駐車場から出ていくときに、子どもたちが遊んでいて非常に怖いなと思ひながらそこ

を通っています。また、先日、子ども模擬議会でも質問がありましたように、身近に大勢でドッチボールやキャッチボールができる広場がほしい、こういった要望が出されてきました。このことを踏まえましても、これは近所にそういうことができる広さの公園や広場が町内にもっと必要ではないか、このように思います。

そこで、町の総合計画を見てみますと、現況と課題の3のところ、小広場は多いが規模が小さく、街区公園としての機能を持つものは見られない、このようにありますが、ここで言う小広場とはどの程度の広さのものを言うのか。子どもたちが大勢でボール遊び、先ほど言いましたドッチボールやキャッチボールなどができるものなのか、またそれは数として十分あると言えるのかどうか、町としてどのように認識をされているか、お聞きしたいと思います。

それとともに、街区公園、これは誘致距離250メートル、面積0.25ヘクタール、1小学校区におおむね4カ所を基準とするとありますが、これについては今後設置する予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 質問の中のまず広場の定義でございますが、広場には面積要件はございません。今現在、公園、広場等が十分に充足されているのか、あるいは不足であれば今後どのような計画があるのかというご質問だと思いますが、現在町内には21カ所の都市公園、そして26カ所の子どもの広場がございます。公園の整備につきましては、斑鳩町都市計画マスタープランにおきまして、斑鳩町における豊かな自然と歴史的環境を活用した緑地公園や遺跡公園整備を進めるとされておりますが、現在中宮寺史跡用地、これは約2万7,000平方メートル、これを買い上げ史跡公園として整備することにいたしております。しかし、大和川の第一緑地、上宮遺跡公園、県営の竜田川公園を除けば、小規模の公園がほとんどでございます。

今後は、公園整備を行う上で、一定規模の街区公園についても検討をする必要があるかと考えております。しかしながら、基本的に街区公園につきましては、国庫補助の対象とならない、こういったこともございまして、費用面についても十分検討いたしまして進めていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。広場には面積要件はないとのこと

ございまして、数も21と26、このようにあるとご答弁いただきましたが、また街区公園につきましては、以前から一般質問で里川議員のほうからも質問がありまして、前回の基本構想の最終の年である2000年に向けて設置の努力をしてほしい、少しでもそれに近づけてほしい、このように要望が出され、またそれに対して、今後街区公園の基準に合うような格好で努力をすると答弁をいただいているのですが、先ほど国庫負担、国庫補助の対象にならないので難しいということがありましたが、前回の総合計画、それは2000年に打ち切られ、今新たに2010年までの中で総合計画を立てられ、今おっしゃられましたように、検討はしているけども街区公園としての機能を持つものは見られない、このように認識をされているのであれば、では具体的にいつまでにつくられるつもりなのか。以前のご答弁の中で努力をすると答えていただいていますので、もう一度その点を踏まえましてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま第3次総合計画の中でいろんな公園整備の件について聞きたいということでございますが、町といたしましては、現在の状況が十分でないという認識のもとに整備計画を立ててございます。しかしながら、最終的な目標数値でございますとか目標年次については、現在定めておりません。第3次総合計画は、これは町が目的とするいろんな整備計画の中で、2001年から2010年の目標を一定の期間の中でどれぐらいやっていくかということで定めたものなんですけど、実質的に数でどうという定義してございませんので、今後は十分に充足できるように努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。

それでは、2つ目としまして、今コンピュータなど1人でも遊べるおもちゃが広く普及し、外で遊ばない子どもたちがふえていると言われていますが、学校に行けば運動場でドッチボールなどをして走り回っている子どもの姿をよく見かけます。そして、先ほども言いました、学校が終わってからも道路でボール遊びをしている子もいます。これは、子どもが走り回って遊べる場所がないために、逆に1人でも遊べるコンピュータなどで遊んでしまうという状況をつくり出していることが事実としてあるのではないかと思います。公園や広場といった空間は、楽しく遊べる場であるとともに、遊びを通じて他人とのコミュニケーションをとり、またはふれあいを持つという役割としても大切な

場であると考えます。特に幼少期の子どもたちにとって、他人とコミュニケーションをとる、こういった行為は、実際に小さいころから訓練していないと、成長してしまっただけではなかなかできない。今それが弊害を招き、一部に引きこもりなどという形であらわれているのではないかと思います。公園や広場はそういった子どもの人格形成にも大きくかかわってくる大切な空間であると思いますが、町としてはどのように認識されておられるでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 確かに公園整備につきましては、先ほど議員のほうからございましたように、子ども模擬議会においても、友達と一緒に安心して遊べる場として、身近な公園として、そして大規模公園に係る要望等たくさんいただいております。そういったことは十分認識しておるところです。

町内の公園整備については、先ほども申しましたように、まだ十分ではないと、このように認識していますのは確かでございます。自然や資源を生かした公園整備を進めるということが、子どもたちの感性を磨き、そして豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境をも形成することができるものとも思っておるところです。

今後、公園整備を進めるに当たりましては、そういったことから、配置、規模、そして先ほども言いましたように、費用面についても十分検討しながら計画的に整備の必要があると、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。町としても、公園や広場は子どもの人格形成にかかわる大切な空間であるのご認識されているとの見解をお聞かせいただきました。

以上の点から、私は子どもたちがボール遊びなどをできる場として、またふれあいが持てる場として、公園、広場、そして街区公園が町にとって必要であると考えますので、これはぜひ早い時期での設置に力を入れて取り組んでいただくようお願いをいたしまして3つ目に移らせていただきます。

では、3つ目ですが、今度新しく町営住宅が目安北のほうにつくられまして、今一部の町営住宅に住んでおられる方は新しい住宅に移られるとお聞きしています。そうすると、今まであった町営住宅を取り壊したその跡地があいてくると思うのですが、現在公園整備に対して、用地的、費用的にも厳しい条件があるとおっしゃっていましたが、そ

の跡地を公園広場として活用することはできないでしょうか。そこを活用するならば、新たに土地を購入する必要もないので、子どもたちが遊べる広場として整備をしたとしても少ない予算で済むと思うのですが、そういった検討はいただけないでしょうか。

また、バイパス予定地として買い上げ、町が管理している土地を子どもたちに開放してあげるといふこと、これもご検討はいただけないでしょうか。お聞きしたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町営住宅の跡地でございますが、これにつきましては、跡地の利用方法が定まり整備されるまでの間におきまして、地域の方の要望により利用していただくことは可能でございます。既に地域住民のコミュニティの場として利用、活用されているところもございます。

また、一方パークウェイの建設予定地でございますが、これにつきましては、原則として事業目的以外の用途に利用することは考えておられないようです。しかし、地域の方々の要望があれば、工事着手までの間に限りまして、このような公園等に利用することについて国と協議させていただくことは可能かと、このように考えてます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。では、その空き地ですね、町営住宅の跡地、そしてバイパス予定地として買い上げている土地が次の使用目的が決まるまでの間、そういった間を自治会のほうから要望をすれば、管理をしっかりとするという前提で利用しても構わないという答弁をいただいたとご認識させていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） そのとおりでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。では、ぜひそのように自治会から要望を上げ、子どもたちにも開放するなり、自治会の何かに、相談の場ですね、そういったものに使っていただけるようこちらからも提案をさせていただきますとして、それでは4点目の観光の振興についてお聞きしたいと思います。

私は、斑鳩町に来てまだ間がないのですが、勉強不足のため、斑鳩町の観光のポイント、細かい名称まではまだよく知らないのですが、自転車で町内を走ってみますと、本

当に観光地として整備をされているのだろうか、このような印象を受けます。名所がそれぞれぼつん、ぼつんとあるだけで、案内標識も見当たりませんし、地元に住んでいる人でないとわからない。観光に来られる方にとっては、どこに何があるか非常にわかりにくいのではないかと感じています。法隆寺へは、バスで修学旅行生がよく来ていますが、一般の観光客としては、電車で来られる方もおり、また法隆寺以外の名所を回りたいと思う方も多いと思います。町として観光案内用のiセンターをつくっていますが、私は、法隆寺駅の近くに住んでいますが、観光客、特に外国人の観光客が駅をおりて地図を広げ、そして困った顔をしているのをたまに見かけます。私は英語がしゃべれませんので声をかけようとは思いませんが、電車で来られた方にとっては、まずiセンターまで行くこと自体が難しいのではないかと感じています。町内には、世界文化遺産の法隆寺をはじめ法起寺や法輪寺、また藤ノ木古墳や竜田公園などほかにも素晴らしい観光名所があるので、観光地としてちゃんと整備をすれば、観光客もふえ、町の財政収入もふえるのではないかと感じています。また、年々町の財政収入が減っている現状もあり、地元商店も含め町全体の活性化にもつながる計画として、早い段階での観光地としての整備が必要であると思われま

そこで、町の第3次総合計画を見ますと、計画の内容の1で、斑鳩町の観光振興策の確立を図るため、観光振興基本計画の策定を行うとされていますが、現在どのような段階まで計画の策定が行われているのでしょうか。また、具体化されているものがありましたら教えていただけますでしょうか。お願いします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 当町では、これまでに観光施策の一部として、町内の周遊ルートの整備や観光情報拠点である法隆寺iセンターの整備を進めてまいりましたが、散策型、回遊型観光への誘導が、ご指摘のとおり、今後の課題となっております。

そこで、第3次斑鳩町総合計画におきまして、観光の現状や変化するニーズを把握し今後の観光振興の方向性を確立するために、観光振興基本計画の策定を行うこととしております。斑鳩町固有の自然、歴史、文化、環境を生かした、まちづくりと連携した地域の活性化につながる新しい観光のあり方として、総合的な計画の策定を考えておるものでございます。この計画策定につきましては、現在作業中でありまして、来年3月には計画がまとまる予定でございます。

その計画の具体的な内容としましては、当町の観光の現状と課題の分析や観光資源を

把握し、それらをもとに観光振興策の整理を行い基本計画の策定を行うものでございますが、現時点で何か具体化されているものがあるのかと、こういうご質問でございましたが、その件につきましては、現在も計画策定中ということございまして、特に具体化したものはございません。

以上です。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 現在、その計画の中では具体化されているものはまだないということですが、私iセンターのほうに行きまして、現在はどのような観光案内をされているのかということをお聞きしますと、今6つのルートがあり、観光に来られた方にそれで案内をされているということですが、まだ総合計画の中では計画の途中だということですが、その中にJR法隆寺駅から世界文化遺産である法隆寺周辺地区のメインアクセスとして（仮称）新参道を整備すると、このようにありますが、これは私が先ほども言いましたように、駅からわかりにくいということから、この新参道ですね、まだ計画の途中ではあると思いますが、iセンターもしっかりと経由したものになってくるのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまの新参道の整備の件でございますが、新参道そのものの整備について具体的な現在計画は成り立っておりません。ただし、iセンターにつきましては、現在法隆寺の南大門から南に向かって法隆寺門前線でございますが、それを南下してこられますと、国道25号のところで道路の東側にiセンターがございまして、今後の新参道の計画がどうかにかかわらず、現在既に法隆寺と、いずれの道にしましても、JR法隆寺駅から法隆寺のほうに向かっていった場合にはiセンターにはたどりつきますので、そういった意味では、新参道の計画いかんにかかわらず、現在法隆寺iセンターは経路の途中にある、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私が先ほど質問させていただきましたように、私としては駅からiセンターに行くのは、観光客が初めてきたときには難しいのではないかと、このように感じておるのですが、行政のほうとしては、iセンターは途中にあるから、法隆寺に行こうと思ったらすぐわかるのではないかと。これは、私、町に住んでいるからそのように感じられると思ひまして、実際に斑鳩町を知らない人が電車に乗ってぽつと来て、

じゃ法隆寺まで行こうと思って、やはり法隆寺以外でも名所を回ろうと思ったときに、まずやっぱり i センターにすっといけるということが斑鳩の里を楽しく観光できるという前提になると思われまして、やはり i センターまでの誘導、これを、整備をしなくても途中にあるからわかるのではないかというお考えではなく、観光客を i センターまで導く、こういったことが観光の整備として必要になってくると思しますので、そういったことをご認識いただきまして、今後観光ルートの整備をしていく上でそのような方向で努力をいただきたいと思います。

では、2 点目に移りますが、私はこの通告書の書き方がまずかったとちょっと反省をしているのですが、ルート整備の構想はというと、総合計画の中に書いてあるやないかと言われてしまうのですが、観光拠点ルート、これを整備していく上で、行政が中心になって計画をしていくのですが、通告書にも書いてありますように、地元住民や商店の方の声を聞き、それを取り入れて計画がつくられているかということをお聞きしたいと思います。

また、その声を聞いているならば、どのような形で聞いているか、お聞きいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 観光拠点ルートづくりの中で住民の声を取り入れているのかと、そういうご質問でございますが、実際には各いろんな観光ルートの設定につきましては、地域住民や商店に対して直接意見等は伺っておりません。法隆寺を中心とした歴史的観光や自然景観だけでなく、各地域の特色ある産業や商店も考慮した上で町内を半日で周遊できる歩行者ルートとして6つのルートを設定したわけでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 少ない人数で計画を立てておられると思いますので、大変難しいことであるとは思いますが、私は住民の方から聞いております声を紹介させていただきますと、観光ルートを整備するに当たって、地元の商店がやはり生き返るようなそういうルート整備をしてほしいということを聞いております。並松の商店街なんかは、見てもわかりますように、営業しているお店も少なくなり、商店街としては何とも寂しい状態です。また、法隆寺の前にお土産屋さんが少し並んでいますが、そこを離れると観光客がお金を使ってくれるようなお店はほとんど見当たりません。これでは、せっかく観光地としてルートをつくり整備をしても、財政収入としての効果は期待できないと思

われます。

また逆に、町のホームページを見ても、宿泊施設のところには案内が3軒しか載っていない。これでは、泊まりがけで観光に来ようと思っている方も来られない。また、観光客をよそに逃がしてしまっている。こういった現状があるのではないのでしょうか。厳しい財政状況を建て直すのに、斑鳩町の個性をなくすことなく町を発展させる計画として観光ルートの整備に力を入れ、観光地としてのアピールを行い、町を活性化させることは、法隆寺をはじめ数々の名所を持つ斑鳩町として理にかなったことではないかと思うのですが、しかしこういった観光ルート整備に伴っての出店や宿泊施設をふやすということは、地元商店の協力なしにはできないことなので、しっかりと地元商店の声を聞き、お互いに協力していくことが必要であると思います。

また、観光客の捨てるごみの苦情も多く、トイレや案内標識を立てるにしても、住民の皆さんの声を聞き、町の美化を守るためのご理解とご協力を得る必要があることを認識していただき、観光ルート整備に力を入れて取り組んでいただきますようお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

それでは、5点目の法隆寺駅改築についてお聞きいたします。

15年度の予算としてJR法隆寺駅橋上化基本設計の負担金として3,300万円を上げ、実際に計画が進んでいっていると思いますが、将来の駅の姿をどのような観点でとらえ、どうあるべきだと考えているのか、町の見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） JR法隆寺駅につきましては、ご承知のように、当町唯一の鉄道駅でございます。乗降客数は、これは平成13年度実績でございますが、1日当たり1万9,000人を数えるターミナル駅でございます。このような多くの人が集まり移動するといった複合拠点地となっております。しかしながら、現在の駅舎及び周辺道路網の状況を見ますと、駅舎はバリアフリー化がなされておられない。そしてまた駅前広場には十分な空間がない。そして、連絡する道路や歩行者動線も狭隘未整備で、交通安全上もいろいろと問題を抱えております。かねてより、駅及び周辺の整備について、そういったことから検討をしているところでございます。

ご質問の将来の駅の姿をどのような観点でとらえているのかという点についてでございますが、このような駅周辺の状況を踏まえた中で、当駅を中心として、障害者や高齢者など町民だれもが日常生活において移動に支障を感じないようなバリアフリー化に努

めまして、そして人にやさしい駅づくりを基本理念として、利用しやすいターミナルの形成を図ってまいりたい、このように考えております。

また、世界文化遺産法隆寺のある町の表玄関としてふさわしい駅の修景形成、そしてランドマーク性に富んだ整備を目指しているところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。バリアフリー化の問題では、今、近隣の王寺駅や大和小泉駅では既にエレベーターが設置され、高齢者や障害者の方にも使いやすくなっていて、法隆寺駅にエレベーターがないため、わざわざタクシーに乗って王寺駅や大和小泉駅まで行かれる方がいるとお聞きしていることもあり、早急に法隆寺駅にもエレベーター設置が必要であると感じています。

しかし、駅舎改築がされれば、そういった問題も解決されると思いますが、それまでは当然このままでいきますので、現在利用しづらい高齢者や障害者の方に対して、町としても配慮をしていただきたいと思うのですが、現在ほかにお聞きしている声を紹介しますと、南口は改札をくぐればすぐ電車に乗れるし、階段を上るのが困難な方も、駅員がいるのでお願いをすれば手伝ってくれると思うのですが、現在北口は昼間駅員がいなくなり無人化しているので、駅北口の段差に簡単なものでいいからスロープをつけてほしい、こういったことと、また駅員にかわる人員を配置するよう検討をしてほしいという声を聞いていますので、だれもが安心して利用できるよう新しい駅舎が完成するまで、先ほども言っておられましたが、人にやさしい基本理念に基づいて駅舎をつくろうとしている。また、そういった理念を大切にされるのでしたら、現在困っておられる方がいるということもご認識いただき、そのことについても改善を図っていただけるようお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員のご質問のように、一日も早くそういうことにしていこうとすれば、皆さん方の協力を得ながら、JR西日本との協議を進める中で早くしていきたい。

そして、今申された無人の関係の北口の関係等について、以前からもいろんなご質問等、あるいはそういう関係で、あそこの関係は階段の段差がありますから、その辺の問題等についても、改修するためということでJR西日本に陳情等いたしております。そういう関係等についても、我々としては、やはり何らかの処置をしてまいりたいと思

いますけれども、今、何せやっぱり橋上等の関係等について、今年度で予算化をする中で、来年、再来年でも、その関係等について J R 西日本が採択していただけるような環境等につくってまいりたい。そうすれば、17年ぐらいにはおそらく橋上化されて、そしてエレベーターもエスカレーターもついてくるでしょうし、また北口の関係の無人の関係もなくなってくるのではないかなど、そういう努力を一日も早くしてまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。今、答弁の中で、J R のほうにも陳情を出されているということが、町としても努力をされているということを確認いたしまして、さらに新しい橋上化がされるまで、先ほど言いましたように、やさしい基本理念ですね、ということで、今現在困っておられる高齢者や障害者の方たちに配慮をしていただきますようお願いをいたしまして、次の2点目、踏切の拡幅について質問をさせていただきます。

法隆寺駅東側の踏切なのですが、町長も朝よく交通整理をされていますのでご存じだと思いますが、車も人もよく通るのに加え、あわ保育園に自転車で園児を送り迎えする父兄や、南口の広場を経由するバスも通ります。住民の方から、非常に狭くて危険だという声を聞いていますが、駅舎改築に伴い踏切を広げる予定はあるのでしょうか。また、ないならば、踏切の拡幅について今後どのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この踏切の関係等については、以前からずっと出ておりまして、とにかく町としても J R 西日本に対する陳情等の中で、議会の皆さん方の温かいご理解をいただいて、ちょうどフラットにさせていただいたし、またポイントの前の関係のことでばりをつくって、その関係で待機ということで、あれが精いっぱいなんです。大体法隆寺駅と、あるいは J R 奈良駅のちょうど踏切も、あれも朝は必ず混雑するんです。これも拡張せい、拡張せいと言うんですけども、ポイントがあるんです。そのポイントの関係等についてどうしていくかということで、J R も大分苦勞していただいているんです。我々としても、それは拡張できるんやったら大いに拡張してほしいということは必ず言うてるんですけども、ポイントが一つの、あそこで精いっぱいなんです。以前は、自転車に乗ったかて、卵を前へつんどったら卵が割れるとかいろいろなことで苦情があっ

て、そして皆さん方と一緒に陳情しながらあそこを整備して、今は自転車でも、フラットですから、行きますけれども、踏切の拡張というのは、我々としても精いっぱい頼むわけですが、まずポイントという一つの大きな支障を来しているということで、今現状としては、以前にそういう改良をしていただいたことが精いっぱいであろうと。

ただ、今度は河川改修等が行われますから、河川改修等が、何年になるか、それは先の話でもございますし、橋上駅の問題等が出てまいりますし、橋上駅の関係等についても、これからやっぱりいろいろと、2線にするのか3線にするのか、あそこの法隆寺の駅というのは、3線入っているわけですね。奈良行き方面のレールと、そしてこっちの大阪方面と、それともう1本真ん中に、3線が入ってますから、それを今度橋上するときには2線になっていくのか3線残すのか、そのことも今現在JR西日本と協議をします。

いずれにしても、踏切等については、今現状このまましかやむを得ないのではないかと。これ以上仮にJR西日本にしても、ポイントそのものの関係を解消しなかったら、これ以上の拡張はできない。あるいはまた河川改修の関係が何年度になっていくのか、まだ三代川の関係等ございますけれども、この関係に入っていくときに協議が進んでこっちの右側の河川のほうのところに歩道ができるのかできないか。JR側としては歩道はなかなかうんとは言いませんけれども、やっぱりそのことの協議を我々としては十分詰めて、できるだけ右側のところで歩道がとれるような環境等をつくっていくのが我々だと思っております。そういうときにしか、今現状としては難しい問題であると思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。駅舎改築に伴いまして、線路が3線から2線になるという問題があると思ひまして、

○議長（森河昌之君） 木澤議員、申しわけございません。議会のルールにより1時間以内でございますので。

○13番（木澤正男君） ありがとうございます。では、質問終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） ありがとうございます。以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番、中西議員の一般質問をお受けいたします。15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） それでは、通告書の順に従いまして質問をさせていただきます。

。

昨年の9月議会で質問をさせていただきましたふれあい交流センターの利用について、何点か検討をしていただくよう要望をいたしました。その件について、どのように対応をしていただいたのか、お伺いをしたいと思います。

まず初めに、ふれあい交流センターのその後の利用状況について、施設別で結構ですので、平成13年度と14年度の利用者数と、町内、町外の割合についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、ふれあい交流センターの当館の施設別で利用者数をお答えをさせていただきます。

まず、全体で申しますと、14年度では約3万9,840名の方のご利用をいただいております。それを13年度と比較いたしますと、約3,400人ほどの減となっております。

施設別で申し上げますと、お風呂の利用、入浴の利用者の数でございますけれども、平成14年度では約3万4,900人ほどのご利用をいただいております。これを平成13年度と比較いたしますと、約2,900人ほどの減となっております。また、お風呂の利用で、年齢別で少し見てみますと、65歳以上の方は13年度とほぼ同数の方のご利用をいただいているところでございますけれども、16歳から65歳までの方の層が約2,500人ほどの減となっております。6歳から16歳までの方では、約420人の利用減ということになっております。また、障害者の方の利用では、約570人ほどの方のご利用の増となっているところでございます。

次に、娯楽室につきましては、平成14年度では約3,350名の方のご利用をいただいております。前年度と比較いたしますと、これも約240人の方の減となっております。

小広間につきましては、平成14年度では約1,390人の方のご利用をいただいております。前年度と比較いたしますと、約240人の減となっております。

また、ゲートボール場の利用でございますけれども、平成14年度では180人の方のご利用をいただいております。これも前年度と比較いたしますと、約10名ほどの増となっているところでございます。

町内、町外の利用の割合の関係でございますけれども、質問者もご承知をいただいで

おりますように、料金設定につきましても町内、町外問わずに同一料金でご利用をいただいております、お風呂につきましてもは。そういうことから、実数として実態把握はいたしております。しかし、ご利用をいただいている方々の関係から見ますと、町外の方の利用というのは、半数以上の方がご利用をされているのではないかと、このように感じているところでございます。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、お聞きしますと、平成14年度の利用者数、前年度に比べて3,400人の減ということで、その中で入浴の利用者は2,900人の減となっています。また、町内、町外の割合は、半数以上が近隣からの利用ということで町外からの利用者であるということですが、この施設の設置目的は、条例にもうたわれているように、斑鳩町の住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりを促進し、多世代の交流を図ることを目的としているというふうにうたわれておりますが、この施設自体、斑鳩町の住民のための施設であると思うわけでございます。このことにつきまして、町はどのように思われているのか。

また、前回の答弁の中で、部長のほうから、この施設の利用について、町民の方が気軽にふれあい交流センターを利用していただけるように広報でのPRとか、ふれあい交流センターを拠点としたイベント等の計画を行うという答弁をいただいておりますが、この件についてどのように対応をいただいているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、設置目的で、質問者のほうからございましたけれども、これにつきましては、町民の方がそういう形で来ていただくということも、町民同士のふれあいもあります。町内の方の町民同士のふれあいもありますけれども、町外の方の住んでおられる住民の方ともふれあっていただくということも、そういう交流の場ということで考えさせていただいているところでございます。

ただ、PRのイベント等の関係でございまして、これにつきましては、今年の9月に質問者からも同様のご質問をいただき、お答えをさせていただいたところでございますけれども、直接的に参加者に対してどうのことじゃなしに、毎年2月に実施をされています斑鳩三塔健康走ろう会とか斑鳩法隆寺マラソンの参加者に対しまして、このふれあい交流センターのチラシ等を配るなどしてそういう形で一応この施設のP

R等をさせていただいております。

ただ、直接的にふれあい交流センターがメインになってのイベント等という計画というのは、今現在、考えられる点もございますけれども、検討をさせていただいておらなかったというところでお許しをいただきたいと思います。

また、このお風呂のご利用をいただく利用者の方々から、お風呂の利用時間をもう少し延長してほしいということもお聞きする中で、イベント等とはちょっと的を外れるかもわかりませんが、これらの利用時間につきましても一応検討をさせていただく中で、担当常任委員会の厚生常任委員会のほうへご相談を申し上げる中で、早期にそういう形で実施をさせていただきたいというように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 設置の目的について、私はこの条例から見ますと、斑鳩町の住民のために設置されたものというふうに考えております。今の部長の答弁では、町外の方もそういうふれあいも必要だというふうにとらしていただいたわけですが、この件につきましては、後のほうでまた質問させていただきたいと思います。

次に、PR等についてでございますが、PRについてはかなり行っている、また利用時間の延長についても考えていただいているということで、この件につきましては大いに進めてもらいたいと思います。

より多くの町民の方にこの施設を利用していただくために料金を見直すような考えはないか。例えば、町内、町外の利用者に料金を格差をつけて、町内をもう少し安くすることができないか。といいますのは、施設の維持管理は町の経費で賄われております。そのことを考えますと、半数以上の方が町外の方であるということですから、町外の方にもそれ相当の負担をしていただいてもよいのではないかと。また、逆に、町内の方に対してはもう少し安くしてもよいのではないかと。そうして少しでも多くの町民の方に利用していただけたらと考えるわけですが、この件についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、中西議員のご質問でございますけれども、当初はこの目的どおり町内に限るということでやってまいったわけですが、いろいろと委員さんの中で、親戚の方が他町へ行っているという関係から、そういう方が仮に盆とか、あるいはまた正月に帰ってきたらどうかということから町外ということも認めたわけございま

すけれども、いずれにいたしましても今、中西議員がご指摘のように、町内、町外の料金の設定等について、あるいはまたいろいろの関係等について、私は12月までに厚生常任委員会等ご相談申し上げて、何とかそういう努力をしながら、このいきいきの里が町民により利用されるような環境にしていくということで、これからの厚生常任委員会にひとつお願いをしながら、我々としても、理事者側としても、どういう形で料金を設定したらいいのか、あるいはまた町外、町内の人をどうやっぱり多く入浴をいただくのか、そういうことについてのこれからのやっぱり課題だと思っております。そういうことも踏まえて、ひとつ今ご指摘の点については、厚生常任委員会等で12月ぐらいままでに一応の一定の、5年目を迎える中でひとつ考えていったらどうかなと考えております。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、町長のほうから、12月の委員会までにその問題等について検討をしていくという答弁をいただきましたので、この件につきましてはこれで終わらせていただきます。

次に、高齢者、障害者の方が入浴できる日を設定していただくようお願いしておりますが、その結果についてお伺いをいたします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども高齢者とか障害者の方の入浴の利用の関係につきましてお答えをさせていただいておるところでございますけれども、高齢者の方につきましては、一応前年度とほぼ同数の方のご利用ということで、障害者の方につきましては、前年度と比較いたしましてご利用のほうは増加になっております。ただ、障害者の方の、利用をされておられます障害者の方の大半が障害程度の軽い方のご利用で、介助なしで1人で入浴が可能な方が利用をいただいていると、このように認識をいたしております。ふれあい交流センターの館内全体が障害者の方をも考慮してバリアフリーになっているということで、そういう形でご利用をいただいているのではないかとこのように思っております。

一方、高齢者につきましては、町内に老人憩いの家が2カ所ございます。そのことから、憩いの家が休館のときにこのふれあい交流センターのほうに来られる方が多いのではないかと。そして、このふれあい交流センターと憩いの家をうまく利用をいただいているのではないかとこのように思っております。

しかし、障害の少し重い方につきましては、ふれあい交流センターの浴室自体が介助

浴室という構造にはなっておりませんこととか、利用したい時間帯によっては一般の利用者の方も多くて利用しづらいというようなそういう声もございますことから、この件につきましても、担当課といたしましては、家族と一緒に入浴をしていただけるような時間帯を設けてはどうかというように考えているところでございます。これにつきましても、担当の厚生常任委員会にご相談を申し上げていきながら実施をというように考えでおりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 部長のほうから、障害者の方たちが利用できる時間帯を考えていただけるということでございますので、お礼を申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

次に、入れ墨をされた方が入浴をされ、住民の方から不安の声を聞くがということで、町の対応はということでございますが、開館当初はよく利用されておりましたが、入れ墨をされた方がふえてきた今は利用していないという方がございます。また、そういう方が多いということで、今は近くの別の施設のほうへ入りに行っておられるという方がおられます。本当は近くへ、その施設が近くであるので便利ではあるが、やはり間違いがあっては困るという人がおられまして、この施設の入浴を利用してない方がかなりおられます。ある人が言われるのには、よその施設では入浴のお断りの看板が出ているのになぜ斑鳩町は出していないのかというような苦情をよく聞きますが、その件について、町としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 中西議員の先ほどの高齢者、障害者、この入浴もできる日、一応理解をしていただいたわけでございますが、先ほど町長も言われてましたように、この日の設定につきましては、やはり担当委員会に諮りながら12月までに、先ほど申し上げました町内、町外との料金の問題も含めて検討してまいりたい、このように思います。

そして、今の質問でございますけれども、入れ墨をされた方が入浴をされておる。私もふれあい交流センターいきいきの里の風呂をよく利用するわけですが、入れ墨をされた方と遭遇をいたします。違和感があるのは事実でございます。けれども、当初入れ墨をされた方が入れないようなお断り表示といたしますか、そういうものをしとけばよかったです、それはしてないわけでございます。途中でそれを行うというには、非常に難

しい問題がある。ただ、暴力団的な方は入浴はお断り、これは一応表示させていただいておるわけですが、入れ墨をされた方がすべて暴力団とは限らない、このように思います。そういう人権問題を含めまして、やはり難しい面がございます。

ただ、この入れ墨された方が、他の入浴をされておられる方に大きな不利益とか、またご迷惑をかけた場合に、このときにはやはりきちっとした対応をしていかなければならない。それが一つのきちっとした対応をできるものではないかな、このように思うわけでございます。他のこういう大浴場についても、入れ墨を入れておられる方の入浴のお断りもされておるところもございまして、されてないところもございまして。

したがって、本町としては、先ほど申し上げましたように、今この時点で入れ墨された方をお断りするというのは非常に難しいと思いますので、何かあったときにおいて適切な処理をしていきたい、このように思いますのでご理解を賜りたい、このように思います。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、お聞きしますと、ほかの施設では入浴を断っているところと断っていないところがあるということでございます。断っておられるところは、どのような考えで断っておられるのか、この点についてお尋ねします。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 考えといいますか、当初からそういうような入れ墨、また暴力団等の入浴をお断りということで、その入浴についての、町村公共施設の場合はその町村が決める、こういうことではございまして、ただ町としては、当初、反省でございまして、我々としては甘い点があった、このように思っております。それは、先ほど申し上げましたように、何かこのような方がご迷惑をかけると、入浴者にご迷惑をかけるということにはきちっとした対応をとる、このように思っております。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、助役のほうから、問題があればそれに対応していくということでございますけれども、その問題があったらもうそれで遅いのではないかとこのように思いますが、その点について。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 問題があったら遅いということですが、今現状は、私もよく行く中で、所長からも聞いておりますが、静かにお入りになっておると、こういうこ

とでございます。そういう問題のないような形でやはり対応していくべきものだと、このように思っておるわけでございますが、それをその方に十分とやはり説明し、また理解を願うということも一つの方法だと思います。ただ、余りそういうことをその方に言うということになったら大きな問題も生じると、人権問題も生じるということでございますので、そういうようなことが起こらないような雰囲気づくりをやっていくということが大切だと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、助役のほうがお風呂を利用されて、そのときには静かに入っておられるということでございますけれども、私が確認した中では、入浴される際に、付き人といえますか、そういう方が先に浴場の中に入ってこられ、中のほう、洗い場のほうを清掃して、で、後から入ってくると。また、出られるときは、脱衣場のところでバスタオルを持った状態で待っていると、そのような状態が助役の言われる静かに入っておられるというふうに考えられるのか、この点について。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ちょっと私が聞いておるのには、当然中西議員がおっしゃるようなことのあるかもわかりませんが、私聞いている中では、外で一緒に来た人が風呂に入らなくて待っておるということも聞いております。やっぱりそういうことになれば、やはり問題でございますから、交流センターのほうで十分やはり注意をする。そういう中でもしもそれを聞かない場合は、町としては適切な対応をする、こういうことでやっていきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今の形で対応をしていただけるということでございますので、この件につきましては終わらせていただきます。

次に、昨年の9月議会で、宅地造成工事における配水管工事について、町が施工業者より事務費及び通水費を徴収されております。平成11年度からは発注方法を変更され、現在どのように徴収されているのかというその徴収額の決定の仕方について質問させていただきました。そのときに当時の部長は、一定の基準を設ける方法等を定め、どのような方法で徴収をすればよいか調査検討いたしますというふうに答弁をいただいております。その件につきまして現在どのような形で取り組みをされているのか、お聞きいたします。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まことに申しわけございませんが、中西議員が昨年9月の定例会でご質問されて以来相当の日数が経過いたしておりますが、近隣市町村の状況を調査ただけでございます。具体的に町の方針なり徴収基準をお示しする状況にはございません。

今後、これらにつきましては、具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） まだ検討段階で具体的な内容が決まっていないということですが、今後この件につきましてどのような内容で検討をされるのか、この件についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 事務費や通水費の徴収基準につきましては、中西議員もご指摘されておりますが、公平性が保たれまして、施工者に理解を得られる基準が基本であると考えております。こうしたことから、このことを基本におきまして検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 検討をしていただくということでございますが、前回も同じ形で答弁をいただいておりますので、いつごろその取りまとめができるのか、その件についてお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 期限を切らしていただいて、8月末までには調査と検討を行いまして、9月の担当常任委員会にご提示しご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（森河昌之君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 検討の結果を9月の担当委員会に提出するというところでございますので、よろしくお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、15番、中西議員の一般質問は終わりました。午前10時45分まで休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(森河昌之君) 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番(飯高昭二君) それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

一般質問に入る前に一言ごあいさつ申し上げます。

私は、このたびさきの選挙におきまして、多くの温かいご支援を賜りました。改めて心からの感謝とそのお礼を申し上げる次第でございます。

私の所属する公明党は、結党以来徹底して生活者の現場に身を置き、市民相談を軸に住民直結の行動を貫いてきた伝統があります。また、代々の先輩議員の方も、この原点を忘れることなく闘ってこられました。私自身このたび真っ先に、地域住民の声を行政に生かしその実現に努力することを多くの皆さんにお約束いたしました。これよりは、いかに住民の声に耳を傾けるか、その要望を実現するかが今後の私に課せられた使命であるとともに、議会としての使命でもあります。応援していただいたすべての皆様の負託にこたえるために、最善の努力を惜しまず、どこまでも住民のための町政を目指していきたいと決意しております。町長はじめ理事者の方々には何かとお世話になりますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、私の最初の一般質問をさせていただきます。

初めに、通学路の危険解消についてであります。過去において一般質問の中に通学路についての質問があったと思いますが、子どもたちがもし事故に遭うようなことがあったそのときに、なぜ事前の対策がとられていなかったのかと思うと、残念で済まされない思いがしましたので、この質問をさせていただきます。

子どもたちが、安全で安心して登校できるように、子どもたちの身の安全を守り、その環境を整え、楽しく学校生活ができるようにいろんな面で配慮するのが我々の責務であります。その意味で、今回子どもたちが安心して通える通学路の危険解消について3点お聞きいたします。

まず、1点目でございますが、現在までに通学路の危険箇所についての調査とその対策をどの程度、また実施されてきたか、お聞きいたします。

○議長(森河昌之君) 栗本教育長。

○教育長(栗本裕美君) 通学路の危険箇所ということでございますので、私のほうから

答弁をさせていただきたいと思えます。

この調査につきましては、第一義的にはやはり各学校ごとに対応をいたしてございまして、常に保護者とか、あるいはP T Aとの連携を密にしながら通学路の安全確認を行っているところでございます。

また、毎年夏期の休業中に、教育委員、あるいは各学校の職員、P T Aの代表にお集まりいただきまして、町の教育委員会事務局職員とともに町内の通学路の安全点検を実施いたしてございます。その際指摘のあった危険箇所や、初めに申し上げました各学校におきます安全確認の結果、要望された改修箇所につきましては、関係課等に対応の要望をお願いをしているところでございます。そして、改善のできるものについては逐次改善を行っていただいているところでございます。

さらに、交通安全指導を毎年各小学校におきまして、西和警察署及び斑鳩町の交通安全母の会をお願いをいたしまして実施いたしてございます。

また、1年生就学前の児童を対象にいたしまして、3月に交通安全母の会のほうから、あるいは西和警察署も参加していただきまして、交通安全指導を行っていただいております。

そして、各小学校では、1年生につきましては入学当初の約1カ月間は教員が交通指導をしながら下校をいたしてございまして、またその他の学年におきましても、下校会等において毎月、または学期ごとに担任が下校時に子どもとともに一緒に歩きながら交通安全指導を行い、通学路の安全指導及び危険箇所の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 町のほうではいろいろとそういった形でご努力されていることはよくわかりました。

その中で、2点目に入りたいと思うんですけども、現在のところ通学路で問題になっている箇所があるのか、お聞きしたい。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路につきましては、先ほども申し上げましたように、1回の通学路の安全点検のほかに、各学校やP T A、あるいは道路事情、交通事情によりまして、危険箇所につきましては教育委員会に報告をいただいております、対応できる

箇所につきましては、関係課等におきましても逐次改善をさせていただいているところでございます。しかし、改善が非常に難しい場所もあるわけございまして、そうしたところについては、改善に向かって今後も努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。今回、こういうふうに通学路の危険箇所について私が取り上げたのも、先月初めに子ども会のある方から電話がございまして、それで通学路で悩んでおりますということで、真っ先にかけていきました。その現場というのが、168号線と竜田川にかかる河藪橋の交差点であります。以前からは何回も要望を出されてまして、本当に危ないということ、ご存じなところでありますけども、その自治会が今現在110名の、1年から6年110名の子どもたちがおられます。将来においてはもっとふえるであろうという形でありますけれども、その子どもたちの何とか危険解消のためにということで訴えかけられまして、今回の質問に至ったわけですが、この実情についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問いただいている要点につきまして、一応国道の168と河藪橋のところの状況ということでよろしいでしょうか。

確かに、今のところ信号機の設置がないところの交差点。ただ、横断歩道は設置をされているというように私どものほうでは確認をさせていただいております。

このことから、今質問者のほうからもございましたように、周辺の自治会なり子ども会のほう、PTAのほうから、安全で通行できる交差点にということで、以前からもご要望もいただいているところでございます。

そういうことで、ただ現状では、その交差点につきましては、先ほども申し上げましたように、信号機の設置はなく、横断歩道の設置だけであると。朝の子どもたちの登校時には、子ども会とかPTAの保護者の方が毎朝交代で子どもたちの横断を誘導をさせていただいているというのが現状であり、そういうことも町としては把握をさせていただいているところでございます。

ただ、議員もご承知いただいておりますように、信号機とか横断歩道の設置等につきましては、公安委員会が所掌いたしている事務となっております。こういったことから、町といたしましても、地元から上げていただいている要望に基づきまして県の公安委

員会と、または西和警察署に対しまして、この要望は平成8年度から町のほうは関係機関のほうへさせていただいております。書面で要望させていただいているというのが現状でありまして、現在まだその信号機の設置についての要望をさせていただいておりますけれども、現在設置がされていないというような状況になっているということでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 下校の際には、下校時間が子どもたちがまちまちで本当に、朝はお母さんがおられるから誘導されていますけれども、帰る際は交通事故が多発するという危険性をお母さん方が懸念されています。事故が起こってからでは、対処したのではおそいという気持ちの上から言われているわけですが、そこでただいまご答弁の中でありましたように、平成8年からこれは毎年公安所、また西和警察へ要望書を提出されてご努力をいただいているんですけれども、7回になるんですか、6回、7回になるわけですが、こういった要望をしながら設置できないその理由というのを、そして警察の見解を具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この信号機の設置につきましては、通行車両とか横断をされる歩行者の数などの要件もあるわけでございますけれども、また道路形態なども大きな条件となっているところでございます。

ただ、今ご指摘をいただいている交差点の場合につきましては、単純に十字路になっている交差点ではなしにT字型の交差点が2カ所あると、変則の交差点になっているところでございますので、国道168号線と東西の町道がそれぞれ異なる信号、もしも信号設置となるとそういう形になるかと、このように思っております。このことによりまして、国道168号線の停止期間が通常の交差点よりも長くなって、それによりまして現在よりも交通渋滞を招くおそれもあるのではないかとというようなことでございます。

また、現在では、国道168号線が渋滞をしておりますけれども、東西の町道から国道168号線へ合流をする際に譲り合って本線へ入っていくというような状況にもなっているところでございます。しかし、信号機を設置をいたしました場合、町道側の信号機が青になりましても国道に侵入できない場合も、朝夕とか休日などの煩雑時には起こることが予想もできるところでございます。そのことはよけいにドライバーをいらいらをさ

せ、交通事故につながる危険性もあるのではないかと、このように思っております。こういったことから、所轄の警察署では、総合的に判断をされまして、現在のところ信号機にかわる横断歩道を設置をされて規制をされているところでございます。

また、西和警察署におきましては、当該交差点に信号機を設置することによりまして、国道168号線のさらなる渋滞はもちろんでございますが、町道も交通渋滞を招くおそれがあるということが信号機を設置できない一番の理由であるということでも言われております。国道168号線が渋滞を引き起こすのは、当該道路の幅員が狭く、国道25号線との交差点で、右折レーン、左折レーンがとれないことも大きな原因であると考えているところでございます。

そういったことから、当該国道を維持管理をいたしております県の郡山土木事務所に對しましても、早期に国道168号線を拡幅していただくように要望もされているところで、担当課のほうからもしていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

このような場所では、諸問題が重なりまして、なかなかご要望におこたえできないというのが現状ではございますけれども、町といたしましては引き続き関係機関のほうに要望をしまいたい、このように考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） いろいろ諸事情があつてのことと思っておりますけれども、町といたしましても、今後知恵と工夫を凝らしていただいて、私もこの問題を今後追及してまいりたいと思っております。

3番目になりますけれども、今後、この箇所だけじゃなしに、ほかの箇所においても、町として危険箇所について注意しなければならないというところについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路につきましては、先ほども申し上げましたように、既存の道路を使いながらより安全に通学できる道を指定していくと、こういうことでございますので、通学路についての改善が必要な箇所につきましては、特に安全指導を徹底するとともに、先ほども申し上げましたように、行政、あるいは学校、PTA、地域住民の連携によりまして、通学路の安全確保に努めているところでございます。また、努めてまいりたいというふうに考えております。

こうした取り組みを継続するとともに、子どもたちには、自分で自分の身を守るんだという意識を植えつけていくような安全教育をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。本当にありがとうございます。すべては未来の子どもたちのためにという思いで、安全で快適なまちづくりを目指す斑鳩町として、安心して通える通学路の確保のために、今後とも、今回の箇所をはじめ他の通学路危険箇所があれば、すばやく取り組んでいただくように強く要望いたします。

次の質問にまいります。

それでは次に、色覚のバリアフリー化対策について3点お聞きいたします。

文部科学省は、ことしの4月から、これまで小学校4年生の定期健診の際に行ってきた色覚検査を廃止いたしました。同検査で色覚異常と判別される児童のほとんどは、学生生活、学校生活に支障がないというのが廃止の理由で、健診の必須項目でなくなったという意味で、保護者が希望すれば学校医による健康相談の中で個別に検査を受けられると説明しています。検査がなくなっても、実際の色覚異常が減るわけではない。検査廃止への賛否はともかくとして、色覚異常に配慮した社会でなければならないという認識こそ重要ではないかと考えます。

そこで、まず1点目に、色覚障害の実態について町としてどう把握していますのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、1点目の色覚障害の実態について町として把握していますかとお聞きでございます。

身体障害者福祉法では、身体障害者の障害の種別といたしまして、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害等がございます。その中で、視覚障害につきましては、視力障害、視野障害がございます。色覚障害については、視覚障害に含まれませんことから、身体障害者手帳の交付はできません。このことから、本町といたしましては、色覚障害の方の実態は把握できていないのが現状でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、色覚の方への配慮はされないのですか、お聞きしたいと思います。

います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 特定の範囲の色について差を感じにくい視覚特性を持った方々に配慮して情報提供をするためには、背景と文字のコントラストをはっきりさせる必要があると言われております。例えば、白の画面に黒の文字はもちろん、反対に背景を暗くして明るい色の文字を使うこともわかりやすくする方法であると言えます。

視覚障害者をはじめ色覚障害の方に配慮した情報提供の大切さは認識いたしておりますが、現在町のホームページは完全な色覚バリアフリーに配慮したものではありません。しかし、一般的にはわかりにくいと言われている赤の背景に緑の文字や、反対に緑の背景に赤の文字を使ったり、そういったことの使用はいたしておりません。また、パンフレット等の発行物につきましても、今のところ対応できていない状況でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） いろいろと今ご答弁の中で、現在この色覚というのは、日本におきまして、男性が非常に多いわけでございます。統計によりますと、男性の5%に当たる約、人数で申しますと300万人がこの対象に当たります。20人に1人という割合になるわけです。また、女性におきましても、0.2%、全体の12万人、500人に1人という統計が出ておるわけですが、町におきましても、少し調査私なりにいたしまして、何人かの方がおられます。

今回、僕は、色覚バリアフリーということに対してご質問させていただいた趣旨というのが、こういった今回少ない中であっても、どういうんですか、福祉のはざまにあって隠れがちなその人に対してどう光を当てていくのかというところに僕は大事なポイントがあるんじゃないかなと思ひまして、今回こういう質問をさせていただきました。本当に、実態は把握すれども、本当に難しいと思ひます。ただども、把握して次の施策にもつなげていくことができますし、またそういった方についての配慮が少しでもあれば、町としての温かみというんですか、こういったものが出てきますんで、そういうことから質問させていただきました。

先ほどパンフレット云々ということと言われてましたけども、これからこういった形で配慮をお願いしたいんですけども、今後の町としてこれを前進的な意味でどう取り組んでいかれるか、もう少しお聞きしたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在のホームページにつきましては、平成10年度に作成したものでございます。今年度ホームページのリニューアルを行うということで予算を計上させていただいて実施することにいたしております。内容等の検討はまだ行っていません。その中に、色の情報はもちろん、音声や画像で表示するなど、バリアフリーに配慮したものを作成する予定で進めていきたいということで考えております。

また、ホームページのリニューアルに向け、職員対象のホームページ作成研修も行い、その研修の内容にも、カラーバリアフリーに配慮したページの作成の研修も実施したいと考えております。なお、その研修が、パンフレット等の作成にも生かされるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ありがとうございます。斑鳩町の障害者計画の中に、教育育成の充実ということで、教育条件の整備充実が掲げられています。今後、教育現場で、色の見分け方が困難な児童がいるかもしれないという前提に立って色に配慮したものを考えていただきたいと要望します。また、世界遺産法隆寺の観光に多方面から来ていただいた方にも、斑鳩町はきめ細やかな対応ができていると言われるように、今後のカラーバリアフリー化の構築に向け積極的に色情報の対応をしていただいて、何不自由なく暮らせる社会をつくろうとするカラーバリアフリー化社会への確立をお願いいたします。ありがとうございました。

次に移らせていただきます。

健康増進法についてでありますけれども、ご存じのように、5月1日から健康増進法が施行されました。同法は、医療保険財政の危機などを背景に、医療制度改革の一貫として、予防医学の観点から、国民の生涯にわたる健康増進を図ること、それによって国民医療費の増大を防止することなどを目的としたものであります。また、特に他人のたばこを吸うという、強いられる受動喫煙の防止規定も明記されてあります。

そこで、町として、健康増進法に対してどのようにお考えになっているか、また今後どのように取り組んでいかれるか、お聞きしたい。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 急速な高齢化とともに、食生活とか運動習慣等を原因とします生活習慣病がふえました。その結果、痴呆や寝たきりなどの要介護状態になられる方が増加もしております。そこで、国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会

とするために、従来にもまして健康を増進し、発病を予防する一次予防に重点を置く対策を推進することが重要になってきているところでございます。このようなことから、国民の健康づくり、疾病予防を重視いたしました一次予防を推進する対策として、国におきまして「健康日本21」が、また奈良県におきまして「健康なら21」が定められているところでございます。これを受けまして、斑鳩町におきましても、平成15年、本年の3月に、町の保健医療対策上重要となる課題につきまして、目標数値等を定めました「健康いかるが21」を策定をしたところでございます。

本年5月1日施行、質問者も申されましたように、施行されました健康増進法は、「健康日本21」を中核といたしました健康づくりをさらに積極的に推進するために策定されたものであると認識をいたしております。「健康いかるが21」計画に基づきまして、町民の健康づくりの推進に努めていくことがこの健康増進法の目的にかなうものではないかと、このように考えております。

「健康いかるが21」は、平成15年度から平成22年度までを期間といたします計画でございます。壮年期、65歳未満の死亡の減少、健康寿命の延長及び生活の質の向上を目的といたしまして、一次予防を重視いたしました生活習慣病の発生や進行の予防、健康づくり支援のための環境づくり等を推進するものでございます。特に、食事、運動、たばこ、健康管理を重点課題として取り上げまして、それぞれに目標項目や目標数値等を定めまして、施策や啓発に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

生活習慣病の予防改善等に住民一人一人が自分の価値観をもとに健康づくりに取り組みますように、保健センターにおきまして各種健康相談、指導、そして健康教室、講座等を展開しているところでございますけれども、行政機関だけではなく、広く関係団体等の積極的な協力も得ながら、住民の方が主体的に取り組める健康づくり運動として総合的に推進を図ってまいりたいと考えております。

また、健康増進法で定められております、多数の方が利用する施設における受動喫煙の防止に関しまして、これまで公共施設内の分煙器の設置とかたばこの自動販売機の撤去を行っているところでございますけれども、今後も健康増進法の趣旨に沿うよう努めてまいりたい、このように考えております。また、未成年者の喫煙防止対策として、学校や地域と連携を図りながら、たばこが健康に与える影響やたばこに対する正しい知識が持てるように積極的な取り組みも進めてまいりたいと考えております。

なお、この「健康いかるが21」につきましては、計画の概要版につきまして各戸配布をさせていただいたり、7月号でございますけれども、広報いかるがに記事の掲載も予定をいたしております、町民の皆様には周知を図ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、答弁された中に、保健医療対策上重要となる課題と目標値、またそのための施策と啓発について言われてましたけれども、これをちょっと具体的にご提示願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 課題につきまして、いろいろ取り組む中で、「健康いかるが21」の策定に取り組むまでにいろいろ調査もさせていただく中で、町民の健康の目標とするところを、高血圧、脳卒中を防ごうということで取り組むことといたしております。そこで、要は不健康な生活習慣の積み重ねが高血圧とか脳卒中の発病を促していくということで、住民の方一人一人がよりよい生活習慣を目指すということが重要ではないか、このように考え、4つの分野、先ほど申し上げました4つの分野に取り組むことといたしております。

まず、食べる、そして動く、たばこ、そして健康管理ということで、4つの分野に取り組むことといたしております。まず、食べるというのは、少し塩分を控えて薄味を進めていこうと。そして、動くというのは、毎月12日を歩こうデーと定めて、そういうことで運動を促進しようということでございます。その次のたばこでございますけれども、たばこについては、先ほども公共施設のところでお答えをさせていただきましたように、そういう設備等も備えております。そこでたばこを吸っていただくというように、喫煙マナーを守っていこうということでございます。健康管理につきましては、そういうことで町が実施をいたしております各種検診につきましては、まず検診に参加をしていただいて、そういうことで早期の発見をしていただいて早期の対処をしていただくことによって自分自身の健康を管理をしていただくということで、検診は健康づくりの出発点ということでしておるところでございます。

目標の関係でございますけれども、数値目標といたしましては、まず食べるにつきましては、先ほど申し上げましたように、薄味のすすめということで、現状値につきましては、薄味をとっておられる方がかなり低い数値になっております。男性、女性合わせ

ましてほぼ30、平均して34から35%ぐらいの方々が薄味をされておらないようなところの調査結果になっております。これをこの目標値といたしまして、男性も女性も半分の方は薄味の食事をしていただくように取り組みをしていこうということで考えております。

その次に、たばこにつきましては、特に低年齢化の喫煙が言われております。そういうことから、中学生の男女の関係で喫煙をされている方も統計上ありますので、これは当然目標値としてはゼロにしていこうということで取り組みをすることといたしております。

それから、動くということで、毎月12日の歩こうデーにつきましては、週1回以上体を動かしているという人がかなり少ないこともございますので、そういうことから7割の方に週1回以上体を動かすような気持ちで取り組んでいただくように努めようということで目標数値を立てております。

それから、健康管理につきましては、町で実施をいたしております基本健康診査の受診率というのが37%ほどしかございません。その受診率を50%に引き上げて皆さん方の健康管理を自分自身でしていただくということで、こういう形で取り組もうという形で目標数値を掲げさせていただいて取り組むことといたしております。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） どうもありがとうございました。現在全国で3,240という市区町村の中で、323の自治体が今回この健康増進法の計画の策定を終えておられるわけですが、今後1,427市区町村においても計画が予定されております。同法が策定されることにより、地域の状況に応じた具体的な取り組みが活発になり、今後住民参加型の積極的な取り組みと着実な実績の積み重ねによって、大きな成果を上げていただけるように期待いたします。

続きまして次の質問にまいりたいと思います。

環境パトロールの強化ということでありますけども、これも先月の初めに私のところへ電話が入りまして、ちょっとご相談をしたいということでありまして、その地域では農作物の栽培をやっておられまして、どうも農薬の散布でいろいろ悩んでますということでありました。私は、環境パトロールがそういったことを配慮して、また苦情を聞いてされるのかなあということで思っておりました。

そこで、今回環境パトロールの強化ということで、早速1点目に、現在における環境パトロールの状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在における環境パトロールの状況についてというご質問でございますけれども、斑鳩町では平成12年の10月からごみ処理の有料化を導入をいたしました。そのときに、議会はもちろん、廃棄物減量等推進審議会、また住民説明会におきましていろいろとご意見を賜ってきたところでございます。その中でも、有料化をすることによりまして、不法投棄が増加するのではないかというご意見も多くありました。そういった住民の方々の不安を解消していくために、不法投棄防止計画を作成いたしまして、その一環として環境パトロールを実施をしているところでございます。

この環境パトロールの状況でございますが、平成13年4月に施行されました特定家庭容器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法でございますけれども、これの関係もございまして、平成12年度は連日実施をさせていただいております。平成13年度では週3回の実施と、平成14年度では週1回の割合で、不法投棄並びにポイ捨ての多発地帯を中心にパトロールを実施をいたしまして、不法投棄の早期発見とか、また投棄物やポイ捨てを処理することによりまして、きれいにするによりまして、不法投棄やポイ捨てしにくい雰囲気づくり、環境づくりに努めてきているところでございます。

また、平成15年度からは、従来の不法投棄、ポイ捨てを監視処理いたします週1回のパトロールに加えまして、野焼き、迷惑駐車、その他公害など町の環境の確認を中心として行っておるパトロールも実施をいたしているということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） いろいろとご努力をされていらっしゃるんですけども、環境パトロールを実施する中で、前年度の平成14年度の成果報告についてお聞きします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成14年度の実施をいたしましたパトロールの関係でございますけれども、平成14年度は40回実施をさせていただいております。そして、それによりましてポイ捨てを処理した件数につきましては115件、重量にいたしまして1,540キログラムのポイ捨てされたごみを処理をいたしております。また、不

法投棄につきましては、住民の方々からいただいた通報件数は10件ございますけれども、それも含めまして26件の不法投棄の処理を行いまして、重量で申し上げますと2,563キログラムの投棄物を処理をしたということでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） どうもありがとうございます。

引き続きまして2点目でございますけれども、今後の環境パトロールについて、現状のままではいいのか、また将来どのようなパトロールの強化が必要であるのか、例えば住民の声を拾うようなパトロールをされるかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） これまで、不法投棄、ポイ捨ての対策を中心としておつたんでございますけれども、今年度から環境保全全般を対象、先ほども申し上げましたように、不法駐車とかいろいろなものでさせていただいているということで、環境保全全般を対象としてパトロールを実施もいたしているところでございます。これは、過去に苦情のありました場所のその後の状況確認や追跡調査とか、また不法投棄、ポイ捨て対策のパトロールでございましたら、おのずと多発地帯が中心のパトロールになりがちでございます。このことから、町内を隈なく巡回することができないために、町内の環境に異常がないか、町内を隈なく巡回、確認を中心としたパトロールに切りかえたところでございます。

ご質問者もおっしゃっていただいておりますように、住民の方が、困っておられる住民の方がおられた場合、そういった声を拾うような環境パトロールであってほしいというご提案でいただいたわけでございますけれども、町におきましては、不法投棄中心としたパトロールと、そして町内を隈なく巡視する2通りの環境パトロールを実施をしているところでございますけれども、双方とも当然町の環境につきまして異常があった場合は初期対策を講じることとしているところでございますけれども、パトロール中に野焼きや違法行為を発見した場合には、即座に対応をいたしているところでございます。

しかし、このパトロール実施中に発見できない事象も多くございますことから、そのパトロール中には常に啓発テープで広報をさせていただきながら行っているところでございますけれども、環境問題についてお困りの住民の方がおられた場合、お気軽に声をかけていただけたらと、このように思っております。

また、当町では、地域での環境保全活動のリーダーとなっていていただいております環境保全推進委員さんというのがございまして、町内の23地区に現在、平成14年度は33名の方を配置をさせていただいて、平成15年度からは増員をさせていただくというような形で今現在取り組んでおります。

町が行いますパトロールを待つまでもなく、何か環境問題についてお困りのことがございましたら、環境保全推進委員さんにもお気軽にご相談をいただければと、このように思っております。

なお、広報紙等で環境パトロール、環境保全推進委員の活動などを紹介しながら、相談をしていただきやすいような体制づくりにも努めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これからの環境パトロールは、住民の声を待つて受けるものから住民の中へ飛び込んですばやくその悩んでいる方と相談の上、またこれに向けての解決をするように努めるのが今後の環境パトロールの実務ではないかと私は思います。実質的には、本当今言われましたように、難しい面がありますけども、人にやさしいまちづくりという意味から、今後そのような方向で考えていただくようによろしく願いいたしまして私の一般質問を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時30分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 質問に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

さきの選挙におきまして、町民の温かいご支援をいただきまして、この議場に立たさせていただきます。これからこの4年間、町民の皆様の思いを形として町政にあらわしていく覚悟でございます。特に、今の子どもたちが斑鳩の将来との思いで教育関係に力を注いでまいりたいと思っております。何分新人でございますので、理事者におかれまして、ご協力、ご指導、よろしく願いいたします。

私にとっては初めての一般質問であります。不慣れなため、失礼な言葉や言い回しが

あるやもしれませんが、ご寛容いただきますことを最初にお断りしておきます。

それでは、質問させていただきます。

私は法隆寺駅前に住んでいますが、朝夕マイカーによる家族の方たちの送迎が多く、恒常的に非常に混雑しております。特に雨天時はひどいもので、駅の踏切から国道まで渋滞する現状であります。これは、国道と駅への道路の選択肢が限られているからだとは私は思っております。選択肢が広がれば、通行車両も分散され、そんなにひどい渋滞は発生しないと思われま。

この選択肢というのが、生活道路網の整備に関連してくるわけなんです。ここで町としては、斑鳩町全体の生活道路網の現状認識をどのようにとらえられているのか、またそのとらえられている認識の上で、町で立てられている道路整備5年計画道路路線及び6メートル計画道路の進捗状況はいかなっているのか。そして、その5カ年計画線の優先順位はどのようになされているのか、お聞きします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議員の質問の中で、まず町の生活道路網の現状についてですが、町内道路は幅員の狭いところもございまして、救急車等の侵入が困難な、救急や防災面でも道路事情として課題が残されておるところでございまして。また、周辺道路の交通停滞を避けるために、住宅地域内の交通が多くなってきているところでもあります。このような交通事情の変化に伴いまして、身近な生活道路におきましても、車両の侵入により住民の日常生活を過ごす上において脅かしているものと考えているところがございます。そうしたことから、町全体の都市基盤整備を図るための主要幹線道路の一つであるパークウェイ、法隆寺線等の整備を進めているところがございます。

次に、それぞれの5カ年計画路線、あるいは6メートル計画道路の進捗状況と優先等の件でございまして、5カ年計画路線につきましては、計画路線18路線に対しまして3路線が既に完了に至っております。さらに、今年度整備予定をいたしております中で、アスファルト舗装の工事は残りますが、拡幅整備については3路線の完了を見込んでおるところでございまして。今年度がこの5カ年の最終年度となっておりますところではございますが、残り12路線につきましては未完了となっております状況でございまして。

事業を進めるに当たりまして、地域住民の方々のご理解が残念ながら得られず、交渉が難航している路線もございまして、また財政面におきましても非常に難しい折でございまして、現在に至っております状況でございまして。一路線でも多く目的が果たされますよう

事業化に向け努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、主要な区画道路の6メーター計画路線でございますが、これは12路線ございまして、5カ年計画路線とあわせて取り組んでおるところでございます。隣接する家屋も現在では多く建ち並んでおり、拡幅となりますと建物に影響を及ぼすことから、実態としては進んでおらない状況でございます。このようなことから、家屋の建て替えをされる時等協力をお願いいたしておりまして、協力が得られる範囲内で部分改良を行っているのが現状でございます。

その次に、5カ年計画路線の優先順位はどのようになっておるのかというご質問でございますが、路線的なものにより、地域の関係者と調整を図りながら事業を進めておる実態でございます。進捗としましてはスムーズに進むもの、あるいは用地協力が難航するものでなかなか進捗がはかどらないもの、また関係機関との事務手続等が必要なものなど、年次的には路線ごとの進捗に対してかなり差がついておりますが、特別に優先的な順位というものはありませんので、ご理解いただきたいと、このように存じております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいまのご答弁で、18路線中12路線が未完了ということで、いろいろご努力もなされておられ、また地元の事情、財政的なこともありますが、1路線でも多く完了していただくことが非常に望まれていることですので、断じて行うとの強い決意を持って事業に当たっていただきたいと思ひます。

先ほど、本年度が5カ年の最終年度という説明でしたが、今後の計画については、どのような経緯でどのようになされているのか。私PTAの会長を長年してまいりまして、毎年8月の通学路の安全点検に必ず参加してまいりました。その点検結果を、危険箇所や危険道路というのか、子どもたちや保護者の目から見て道幅等が非常に狭い危険な通学路として教育委員会より報告なされていると思ひますが、それらが5カ年計画に反映されるのか、またその優先度はどのようなものなのか、お聞かせ願ひします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 先ほども申しましたように、現在取り組んでおります5カ年計画路線は、平成11年度から15年度において、まず13路線の策定を行い整備を進めているところでございます。また、この5カ年の間で地域からの道路整備として

要望があった場合において対応を図るべく3カ年での中間見直しを行うこととしておりますことから、平成14年度から地元要望もありまして5路線の追加を行いまして、現在では、先ほど申しあげましたように、18路線となっておる状況でございます。

また、本年度がこの計画の最終年次に当たることから、新たな5カ年計画路線の策定につきまして、担当常任委員会と相談させていただきながら路線の位置づけを行ってまいりたいと考えておる次第でございます。

そして、毎年教育委員会から通学路の危険箇所及び危険道路が報告され、それが5カ年計画決定に反映されているのか、またその優先度はどうなっておるのかというご質問でございますが、これについては、現在まで部分的な改善を要するガードレール、通学路の標識、白線、カーブミラー等の内容が主でございます。維持補修等が必要な場合には、この5カ年計画とは別にその都度整備を行っているところでございます。

また、狭隘な道路で車両の通過に伴って危険性も余儀なくされている場合もあるかと存じますが、町内道路の整備を進めることにより、車両の通過も幾分かは分散され、危険度も若干緩和されるかと考えておる次第でございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。危険箇所につきましては、100%とはいきませんが、ご説明されたように、ある程度改善されているとは思いますが、危険な通学路、危険な道路というんですかね、通学路につきましては、最後におっしゃっていただいたとおり、生活道路網の整備充実による選択肢の広がりにより多少の危険度は下がってくると思いますが、より子どもたちの安全を図るために、ぜひ計画の見直しの折に反映していただきますよう強く要望しておきます。

次に、構造改革特別区域構想における教育特区についてお聞きします。

町ではこの教育特区、俗に言う教育特区ですね、についてどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育特区についての町の考え方と、こういうご質問でございます。

これにつきましては、ご質問者もご承知いただいておりますように、本年4月に構造改革特別区域法が施行されております。この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域の設定を行うことを通じまして、教育、物流、農業、社会福

祉、研究開発等の分野における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。

その中では、本町が取り組みます教育特区の考え方でございますが、第3次斑鳩町総合計画の教育・人づくりの充実の中に、その基本方針にありますように、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、みずから学ぶ力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や国際化、あるいは情報化など、時代の潮流に対応した取り組みを進めるとあります。また、学校教育の充実の中では、時代の潮流に対応した教育を進めるとともに、一人一人の個性や自主性、創造性を高める教育を推進するとあります。教育委員会といたしましては、鋭意この推進に努めているところでございます。

しかし、これらをより積極的に推進いたしまして、教育の一層の活性化を目指すためにも、思い切った発想の転換も一良策ではないかと考えているところでございます。これは、新しい観点、新しい視点を持った時代の動きに応じた教育であると考えておりまして、これを教育特区に求めようとするものでございます。

また、思い切った発想の転換とは、規制にとらわれない、あるいは一部規制をはみ出した教育ではないかというふうに思っています。精神面で急激な社会の変化の影響をもちに受けている子どもたち、また身体面での向上も著しい子どもたちを前に、時代の潮流に対応する教育を考えると、この特区効果を期待するものでございます。

さらに、世界文化遺産地域を擁し、歴史と文化がくらしの中に息づくまちづくりの標榜をする斑鳩町が、町民の教育におきまして先進的な研究開発に取り組むことは意義深いものがあるというふうに考えております。

このことから、斑鳩町といたしまして、小中一貫教育についての調査研究を平成15年度から行っていきたいというふうに考えております。小学校におきましては、1年生から6年生まで在籍しておりますが、これが同一の集団のままでいいのか、また小学校6年生と中学1年生の学習内容に重複している部分もあること、教科の割り振りについても改善の余地がないのか、といったことを念頭に置きながら、当町の小中一貫教育を行っていくにはどういった課題があるのか、またどのようにすればその課題が克服できるのか、そうした研究をおおむね1年をかけて実施していくことといたしておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 斑鳩町では小中一貫教育ということで取り組んでおられるという

ことですが、私が思うに、小中一貫教育というのは、小学生としての6年間、中学生としての3年間、計9年間を基本にして行う一貫教育のことであり、行政区に1つの小学校、1つの中学校があればそれも可能かと思われませんが、事実平成14年9月の県の定例会で、柿本知事が県議会の小林議員の質問に答えられています。ここに資料を持っておりますので、ちょっと読み上げさせていただきますが、「1つは、教育特区ですが、これは6・3・3制のうち、最初の9年間、これを見通した教育を実施する小中一貫校の設置」と、このように小学校、中学校あわせて9年を考えて答弁されているわけなんですけれども、斑鳩町の場合は、3つの小学校と2つの中学校の複数校があり、小中一貫教育を前提として研究会を発足されているわけなんですけど、その研究成果というんですかね、一貫校としての研究と、その研究成果の結果、場合によっては取り組みを中止される場合もあるんですか、お聞きします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 9年間の一貫教育ということでございますが、これはおっしゃっていただいているように、1小1中学校であれば非常にスムーズに行くのではないかとこのように思っています。斑鳩の場合、3小学校から2中学校に通学すると、こういう校区割になってございます。そうした中で9年間教育をどうしていったらいいのか、そういうことを十分研究をしていきたいというふうに思っています。大変難しいのは難しいということは十分承知いたしておりますけれども、このことについて、現状のままですらどういう一貫教育がとれるのか、そういうことも十分踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、この研究成果によって取りやめるのかということでございますが、取りやめる、取りやめないは別にいたしましても、今申し上げましたように、十分研究をいたしましたその結果をもって判断をしていくべきだろうというふうに考えています。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 十分に研究されるということは大変よいことだとは思いますが、1年に限ってと先ほどおっしゃってましたが、1年でそれは十分な研究がなされるんでしょうかね。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほども申し上げましたように、当面1年間をかけて、先ほど申し上げました学習指導要録の問題、あるいは教育課程の問題、小学校5年生でいった

場合の教育課程をどうするのか、あるいは6年生と中学1年生との連携をどうするのか、あるいは先生方の配置をどうするのか、そういうようなことのもろもろの課題、問題を1年間で整理できるものについて早急にしていきたいというふうに考えておりますし、また次年度に課題が残る場合もあるかと思えます。それは当然次年度に研究しなければならない課題も出てくるかと思えますが、それらの課題と研究は続けていく必要があるだろうというふうに思っています。

したがって、1年間ですべての課題が整理できるかというのは、非常に難しいと思いますが、私は整理できたものから、あるいはまた現状のままで取り組めるものから順次1つずつでも取り組んでいけたらというふうに考えております。そうしたことで調査研究会を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 取り組む取り組まないにかかわらず調査研究をやっていきたいと、先ほどのご答弁でしたが、今では、研究成果が上がった時点からもう取り組んでいきたいというふうにちょっとニュアンスが違ってきているようにも思うんですが、小学校と中学校の境目をどうするのかと、先ほどもちょっとおっしゃっておられましたが、小学校と中学校の境目をどうするのかというのは、それはジョイントの問題で、9年間を通した一貫教育ではないとは思いますが、この小中一貫教育の取り組みについて、私たち保護者も寝耳に水の話で大変驚いております。保護者への説明や児童生徒たちへの影響をどのようにお考えですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） まず、児童生徒への影響についてでございますが、小中一貫教育では、基礎基本の内容を確実に定着させる授業のほかに、子どもたち一人一人の多様な資質や能力を踏まえまして、それを系統的、継続的に伸ばすことができるというふうに考えております。また、小学校と中学校の垣根を越えた柔軟な学習計画、あるいは学習内容に基づいた教育が可能になるというふうに考えているところでございます。そうしたことから、子どもたちへの学習効果は上がってくるものというふうに思っています。

そして、次に保護者への説明でございますが、議会初日の町長からの状況説明の中でもございましたように、小中一貫教育についてのご認識を深めていただきますために、6月21日に、土曜日でございますが、午後2時から中央公民館におきまして教育講演

会を開催させていただきたいというふうに思っています。その後におきましても、研究会での取り組みにつきましては、必要に応じまして、保護者や、あるいはPTAの方々に説明を申し上げながら、理解を得る中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 説明会の講師の方なんですけれどもね、小中一貫校、斑鳩が取り組んでおられる小学校と中学校の垣根を払うと、そういうふうなことは新しい分野だとは思いますが、そういうことの説明をされる講師の方、詳しい講師の方がいらっしゃるわけなんですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 詳しい方といいますかね、現在お願いをいたしておりますのは、奈良県の教育振興会の事務局長をしておられます先生にお願いをいたしましてご講演をいただくというふうに考えております。この方については、こういった小中一貫校についての研究もしておられるという方でございますので、私たち講演の内容について期待をしているところでございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 昨年度から導入されました総合学習ですね、その説明会をそれ以前、2年ほど前に2回ほど聞く機会がありまして、私もお話をお伺いしに行ったわけなんですけれども、総合学習だれも経験したことのないことだけに、講師の方もただ通り一遍の大ざっぱな概要説明だけで、私たち保護者にとったらかゆいところに手の届かない説明会でした。今回の説明会が、小中一貫校において研究されている先生だということなんですけれども、斑鳩町で研究会が発足されたばかりで、斑鳩町独自の小中一貫校をやっていくのに、その説明会に、ただ通り一遍の小中一貫校の研究をなされている講師の方で保護者の方にちゃんと説明していただけるのかどうか、非常に心もとなく思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、申し上げましたように、この21日につきましては、保護者の皆さん方にも子どもたちを通じましてご案内をさせていただいております。ぜひこの機会に教育特区についての講演にご参加いただいて、小中一貫教育についてのご理解を深めていただけたらというふうに思っているところでございます。ぜひ、嶋田議員か

らも、PTAの関係をさせていただきましたので、保護者の皆さん方に、より多くの方がご参加いただけるようにご指導方お願いを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 先ほども言いましたように、昨年度から導入されました総合学習ですね、今保護者の方たちは総合学習への不安、例えば学力の低下、高校受験にどのような影響が出るのか、またマンネリ化へのおそれ、5年になったら米づくりやねんと、4年は何々やねん、そういうふうなマンネリ化へのおそれを抱いていらっしゃいます。学校側としてもまだまだ暗中模索の状態ではないのかと思いますが、これは斑鳩町に限らず全国的なことだとは思いますが、保護者の不安というのは。そのようなことへの対応を全町、全市を挙げて取り組んでいる行政区がふえているのを新聞報道等でよく目にします。こんな言い方をすればちょっと失礼かも知れませんが、海のものとも山のものともわからない未知のことへの試みは、下手をすれば、最悪の場合児童生徒をモルモットにするおそれもあります。今の子どもたちが斑鳩の将来であると思っておりますので、今をよりよくするフォローを教育委員会のほうにお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 総合学習につきましては、いろいろご意見があるというふうに思います。私たちの総合学習のねらいといいますのは、基本的には、先ほども申し上げましたように、基礎、基本をしっかり子どもたちに理解をさしていくということが原則でございます。そして、その中で、今の子どもたちの欠点といいますか、欠けているというのは、やっぱり物を継続的に考えていく、系統だって考えていくという力が非常に不足しているということがいろんなデータで言われているわけでございます。そうしたものを総合学習をとらえて、1つの課題に向かってそれをどう解決していくのか、そういった道筋を勉強する、あるいは調べ方を勉強するということが総合学習の中で求められているというふうに思っています。

したがって、この総合学習については、教材、教科書というのはございません。子どもたちが日常生活する中で疑問に思った点を課題にして勉強するというようなことがございます。それとあわせて、やっぱり子どもたちの今の体験が非常に少ないということでございまして、農業体験とか、あるいは自然活動の体験とかというものが少ないということでございます。先ほどもありましたけれども、外で遊ぶ子どもたちが少

なくなっているということで、やっぱり遊ぶ体験もないというようなこともございます。そうしたことをやはり学校を通じて自然体験、あるいは農業体験等々を実施することによって、物のつくり方、物の育て方の系統だった学習ができるのではないかとということで総合学習をとらえているわけでございます。

今回の一貫教育につきましても、当然私たちは子どもたちがより教育効果が上がるように、あるいはまた学習効果が上がるようにどうすればいいのかということをも十分調査研究の中で求める、整理をしていきたいというふうに考えています。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。とにかく子どもたち、生徒たちが主役でございます、教育というのは。保護者、私たち親も、子どもたちが健やかに育っていく、立派な大人になることを願っております。まずそのことを第一に考えていただいて、これからの斑鳩町の教育をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。久々の一般質問でありまして、また改選後新しい元気な志を持った6名の新任議員もおられますので、何か心地よいプレッシャーを感じながらの質問ですが、まず1番目として、市町村合併について、その1として、市町村の合併の特例に関する法律、すなわち昭和40年3月29日、法律第6号をもって施行をされた合併特例法のその後の主な改正点と、それに対する認識と対応をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進するため、市町村の合併の特例に関する法律は、数次にわたって改正されております。

まず、平成7年以降のその主な改正につきまして申し上げますと、1つ目は、住民発議制度の充実でございます。平成7年4月の改正において住民発議制度の創設、平成11年7月の改正において、関係市町村の住民の代表があらかじめ同一内容の請求をすることについて都道府県知事の確認を得た上で合併協議会の設置を請求した場合には、すべての関係市町村の長は同一内容の合併協議会設置協議について議会に付議しなければ

ばならないという制度の拡充が行われました。

平成14年3月には、合併協議会設置協議についての議会の議案審議における請求代表者または同一請求代表者への意見陳述の機会の保障、請求代表者または同一請求代表者の合併協議会の参加、住民発議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知、公表などの住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入が盛り込まれたところでございます。

次に、地方交付税措置の充実でございますが、合併後5年間においては、合併前の普通交付税の合算額が確保される合併算定替えの特例措置がとられておりましたが、平成7年4月の改正において、激変緩和の措置が創設され、合併後5年間は合併前の普通交付税の合算額が確保されるとともに、その後5年間で段階的に縮減される措置がとられることとなりました。

平成11年7月の改正におきましては、合併特例法が創設されるとともに、交付税合算額の確保の期間が5年間延長され10年間となり、その後5年間で段階的に縮減されることとなっております。

このように、自主的な市町村の合併が推進できるよう充実強化が図られているところでございます。住民の視点に立った合併議論を第一に、住民、議会、行政がともに斑鳩町のまちづくりについて議論してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この合併特例法は、昭和50年、それから60年、平成7年と10年ごとに改正されておりますが、平成7年の改正では、1つとして趣旨規定の改正、2つとして住民発議制度の創設、ただいま答弁の中にもありました。それと、3つ目として議会の議員の定数特例、在任特例の拡充、4つ目として地方交付税の合併算定替えの拡充、5つとして国、都道府県等の役割の拡充などがありますが、このうち住民発議制度の拡充や住民投票制度の導入については、平成14年3月、地方自治法等の一部を改正する法律によって改正され、また合併算定替えの期限延長などについては、平成11年7月の地方分権一括法によって改正されております。

そこで、今どうして市町村合併が必要なのか。その理由として、1つとして、地方分権により市町村の役割が重要になってきた。2つとして、多様化、高度化する需要に対する市町村の的確な対応が求められている。3つとして、市町村の行財政基盤の充実が求められているなどが掲げられておりますが、これら3点について、認識と、なぜ市町

村合併が必要となるのか、お示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま議員からも申されておりますように、3つのいわゆる理由がございました。繰り返しますけど、まず1点目といたしましては、地方分権により市町村の役割が重要になってきていることが挙げられます。これにつきましては、市町村がみずからの責任と判断で、行政の施策、サービスの内容を決定し実施していくという、いわゆる地方分権が現実に進んでおり、市町村には地域の特性を十分に生かした個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現が強く期待されておるところでございます。

2点目といたしましては、多様化、高度化する需要に対する市町村の的確な対応が求められていることでございます。交通受信網の発達によりまして、通勤、通学、買い物などの住民の活動範囲は市町村の枠を超えて飛躍的に広がっており、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが年々高まっております。さらに、今日の問題として、少子高齢化や環境問題、情報化の進展などに伴う新たな問題が発生し、市町村により高度な処理能力が求められております。

3点目といたしましては、市町村の財政基盤の充実が求められていることでございます。国と地方を合わせた借金が、平成14年度末におきましては693兆円に達し、そのうち地方の借金は195兆円を超え、国と地方の財政状況は相当厳しいものがございます。このような状況のもとにおきまして、市町村が現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、体力を強化しつつ、より一層簡素で効率的な行財政運営を行うことが必要であります。

本町といたしましては、市町村合併がこのような課題に対応するための有効な手法の一つであることを認識しておりますが、住民の自主的な決定によることが大前提でございます。合併のメリット、デメリット等をはじめとする各種情報につきまして住民に示しながら、その是非について議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） すべて地域住民のためであって、私はこのような課題に対応できるいわゆる足腰の強い市町村、自治体となるための有効な手法がこの市町村合併だと確信しております。

それでは、その次にその2として、明治、昭和の大合併のそれぞれの特徴と今回の合

併の特徴との相違点、それらをお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、我が国が過去2度経験している市町村の大合併の特徴についてご説明申し上げます。

明治の大合併につきましては、明治22年に近代的な地方自治制度であります市町村制を施行し、市町村が戸籍や小学校などの事務を処理するために、それまでの江戸時代の自然発生的な町村を合併し行政機能を充実させることが不可欠との考えのもとで、内務大臣訓令により全国一律に町村合併を断行されました。約300から500戸を標準規模として、結果としては町村数は約5分の1になり、地域的な行政課題に対応する一定の能力が初めて市町村に付与され、近代地方自治行政の原型が整えられたと言えるものでございます。

次に、昭和の大合併でございますが、第2次世界大戦後の新しい憲法のもとで、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、その能率的処理、権限移譲を円滑に行う体制を整備するために行われたものでございます。昭和28年、町村合併促進法により、町村はおおむね8,000人以上を標準とされ、また昭和31年、新市町村建設促進法が施行され、国、都道府県の主導で全国一律に市町村合併が進められた結果、市町村数が約3分の1に激少いたしました。

昭和の大合併は、民主化の流れの中での自治の強化であり、昭和30年代以降の高度経済成長により激変した情勢に適切に対応し、市町村に課せられた新たな地域的課題に対処していく基盤が整備されたという評価がされております。

いわゆる平成の大合併と言われます今回の合併につきましては、地方分権の推進が実行の段階に入った今、少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化、情報化の進展などさまざまな環境変化に対応できる市町村の行財政体制の充実を図ることを目的としております。前2回との、いわゆる明治の大合併、昭和の大合併との違いでございますが、端的に言うならば、今回の合併につきましては、自主的な市町村合併の推進が挙げられます。そのために、市町村合併特例法においても、住民発議制度の創設やその拡充なども行われているところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この合併特例法の第1条、趣旨として、この法律は、市町村行政

の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として市町村の合併について関係法律の特例、その他の必要な措置を定めるものとする、このように明記されております。また、ただいまの部長の答弁の中にも、自主的な合併と、市町村の自主的な合併ということを2回か3回、先ほどの答弁にもありましたが、そのようにおっしゃっていただいておりますが、このことにより、今回の市町村合併は、何も政府、国の施策の失敗によるツケを地方へ押し付けたものではないということは明確に判断できると思います。

それでは、合併推進についての政府の取り組みと財政措置及びその認識をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 国における合併推進の取り組みについてでございますが、国においては、自主的な合併をさらに進めるために、市町村合併促進プランがまとめられたところでございます。

その内容でございますが、関係市町村が期限までに合併を都道府県に申請すれば、財政支援を行える経過措置設置の方針が盛り込まれているとともに、都道府県にも合併市町村への支援の充実など積極的な取り組みを要請しております。

次に、国の財政措置についてご説明申し上げますと、ご承知のように、第1点目といたしましては、普通交付税の合併算定替えが設けられております。これは、財政基盤の強化の観点から、合併後10年間は合併する前の市町村がそのまま存在しているものとみなし、合併する前の市町村の普通交付税が保証され、11年度目からは5年間で増加額が段階的に縮減される仕組みとなっております。具体的に7町の状況を平成13年度決算ベースで申し上げますと、普通交付税の合算額は7町で約152億円となっており、この額が10年間保証され、その後5年間で縮減されるということになるものでございます。

次に、第2点目といたしましては、合併特例債による支援でございます。これが設けられております。これは、合併市町村の一体性の速やかな確立、均等ある発展を図るため、市町村建設計画に基づく事業で特に必要と認められる事業に対しまして、地方債での財源措置ができる仕組みとなっております。なお、この地方債は、合併後10年間に限り対象事業費の95%まで充当することができ、その元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるということになっており、交付税で措置されるものでございます。

。現時点での試算では、7町の合併特例債借入限度額は、建設事業分で約637億円、基金造成分で38億円になり、合計675億円の発行が可能と見込んでおります。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この市町村の自主的な合併を推進するための合併特例法は、平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用される、いわゆる時限立法です。したがって、この期日までに合併できなかつたら、普通交付税額が保証されない。いわば斑鳩町のような3万弱の地方自治体では、今まで割高で交付税額が算定されていて、この合併しなかつたための縮減幅は大きくなることが予想されます。そうなれば、たちまち住民税等の大幅な増税を凶らなくてはならないことは明白なんです。今、仮に斑鳩町が単独で市制がひけたとしても、当然この適用は受けることができず、より一層住民に負担をかけることとなります。

また、平成17年以降は、自主的な合併ではなく、強制合併となる可能性もあります。この場合、編入合併、いわゆる吸収合併ですので、合併市町村の名称は通常は編入する市町村の名称となります。このような合併では、斑鳩町の名称が消える確立は高く、斑鳩町としては避けるべきだと私は考えております。

そこで、新設合併である住民発議により設置された7町の法定協議会の意義と円滑な運営をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、小野議員が申されますように、17年の3月31日がこの期限でございます。私は、以前からも申し上げてますように、必ずしも17年3月31日というのは、恐らくやっぱりこれに基準を合わせてきたと。平成の大合併というのは、とにかく皆さん方が、期限が17年3月31日に定まっているという中で、大体全国的にいろんな、どことへばりつくかいろんなことをやっぱり議論されてきたと思うんです。国は、17年3月31日までできなかった場合どうかという中では、今、総務省が大変ご苦勞をいただいています。そのときに、17年3月31日までおおむねできるとすれば、6カ月を延ばそうというようなことも申されているわけですけど、まだ結果的には出ておりませんけども。

やっぱりそういうことは、今、小野議員のご質問のように、住民発議により設置されました7町の法定協議会は、この地域の今後を考えるための行政、議会、地域住民が一体となって議論していこうという声の形だと考えております。

去る2月の臨時議会においての合併協議会設置についての議案に意見を付しておりますように、合併することを既定の事実とするものではなく、合併そのものの是非を含めて議論する場であると考えております。

このことから、合併の是非を判断する材料を住民の皆さんに提供し、この議論が常に住民の視点で行われることを第一に、議会ともご相談を申し上げながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の町長の答弁で、全く総務省も苦慮されていると思います。ただ、合併特例法は10年での時限立法ですので、形を変えてそれは出してくると思うんですが、そのときに現在の国の財政事情を勘案すれば、そのままストレートに延期ということにはまずはならないだろう、私はそのように思っております。

そして、今、町長の答弁の中で、合併そのものの是非についてと、そのようなご答弁ですが、確かに先日の7町での議決をされた規約第3条第1号には、「合併の是非を含めた」と明記されておりますが、これは後の「7町の合併に関する協議」にかかっているものであって、また合併特例法の第3条では、市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定、これは協議会の設置ということがうたわれていると思うんですが、第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画、すなわち市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする、このようになっておりますので、あくまでも協議会では、合併の是非を含めて協議する場であって、合併そのものの是非について協議する会ではないと、私はそのように考えております。

また、合併協議会の運用の手引の第1部、政策編、これは市町村長、議員を対象としたものの中に、法定協議会においては、まず将来の町の姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案ができた後に住民に説明の上合併協定項目の協議に入る方法が適当であると、このように指摘されていることから、先ほどの合併そのものの是非について、法定合併協議会で議論するのが適当であるのか、いや、そうじゃなくて含めたという意味をしっかりと考えていただき、私が今述べているようなことも考えていただき、再度その見解をお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 小野議員も法定協議会の委員でもございますし、私はやっぱり、

きのうの法定協議会の中でも質問されたことは、7月2日に第2回目の法定協議会が開かれる。そのときに、議案そのものを1週間か2週間前に提出してほしいと。最終的に事務局からは、次回は住民のアンケート等の関係等について議論をしていきたいというような話をされてますから、私はやっぱりその進行、状況等を十二分に判断をすることが大事だ。やっぱり7カ町の関係について、第2回目の審議は、一応7月2日三郷町でされますけれども、そのときはやっぱり事務局が申されているように、アンケートを一応していきたいという意向で、そのアンケートの内容を皆さん方に議論をしていきたいという趣旨を事務局から説明されとるんです。私は当然そうあるべきだと思いますし、これからもやっぱり、今、小野議員がおっしゃるように、私は合併の是非を含めての議論だと、そのものの是非を含めての議論だと私はそう思っています。それは、委員でございますから、そういう発言もされて結構だと思います。その経過は十二分に、それぞれ違うと思いますが、私は合併そのものの是非を含めて議論をする場であると考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の町長の答弁で、昨日、この地域にとっては全く歴史的な第1回合併協議会が開催されました、議長、それから町長、助役は私用のため欠席されておりましたが、それと私とが会議に出席しておりました。

その合併協議会の会長である岡井河合町長の開会のあいさつ文をいただいております。少し読ましていただきます。

途中からですが、さて、平成の大合併と言われておりますこのたびの市町村合併における時代的な背景はいろいろとあるわけでございますが、現実の問題として今地方自治体においては、財政面の厳しい、あるいは少子高齢社会への対応、さらには日常生活権の拡大に伴う市町村の区域を超えた行政需要の増大など課題が山積いたしております。その意味において、今後それにふさわしい自治体を目指して取り組んでいかなければならないとされているところであり、このたびの7町の合併については、住民の意向を尊重しながら、合併に関するさまざまな事項を本協議会において議論を進めていくわけでございます。

申すまでもなく、この7町は以前から広域市町村圏協議会を組織し、共同で行政課題に取り組んできたところであり、大きな成果を上げてきました。これまでに県立三室病院や西和警察署の誘致をはじめ、広域圏事業といたしまして住民の生命と財産を守る火

災予防救急業務を行う西和消防署、休日、夜間における急病人対策として三室休日応急診療所の設置、高齢社会に対応するための養護老人ホーム三室園の運営、さらには安全な飲料水を提供するための機関として衛生試験センターを設置するなど、住民生活の向上に努めてきたところです。

市町村合併は、住民生活に大きく影響を与えることから、7町の住民の皆様に7町の現状及び将来分析等による正確な情報を提供してご判断いただく必要があると思っております。新市建設計画、いわゆるまちづくり計画の作成をはじめとして、各協定項目についての協議を進め、合併した場合の将来像をできるだけ早期に7町の住民の皆さんにお示ししなければならないと思っております。

このようにあいさつをされております。

また、私たちの斑鳩町議会では、今年の12月議会において、市町村合併調査研究特別委員会の委員定数を、6名から議長を除く議員15名に改正するそのときの提案説明として、当時の議会運営委員長が、合併問題は、住民からの合併協議会設置請求が提出されたことを受けて、その事案審議を求めるために、2月4日臨時議会が招集される予定であると言われております。合併するか否かの判断と意思決定は、町議会の権能に属するという責任と自覚のもとで、議会で慎重な判断が要請をされております。と同時に、合併問題をめぐって住民の一人一人がみずから判断し得る情報の積極的な提供と選択肢の基盤となる条件提示を行うことが求められていると思っております。

これらのことを自覚するとき、議員みずから研さんを重ね、議会の権能を高めるために、すべての議員が合併問題の論議に積極的に参画する道を開くことが極めて重要であると考えております。合併問題こそ当面最大の課題と位置づけ、議会全体で議論の場を確立することによって、議会の真剣な取り組み姿勢を示すことによって、合併問題をめぐる住民議論が盛り上がることに期待をいたしたいと思っております。

このような経緯から、私は先ほどの町長の答弁の中で、合併そのものの是非を法定合併協議会で論じるのではないと、そのように私の意見としては申し上げます。もちろん合併の是非を含めるということについては、同じ意見だと思っております。

私は、ただいまのことからも、整理させていただきましたら、合併するか否かの判断と意思決定は町議会の権能に属するという責任と自覚のもとで、合併問題こそ当面最大の課題と位置づけ、議会の真剣な取り組み姿勢を示すことによって合併問題をめぐる住民議論が盛り上がるという、この基本を保持しながら今後も合併問題についての質問を

続けていくことを申し上げましてこの項を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目として、下水道条例も制定され、17年度の供用開始に向けて公共下水道面整備についての質問ですが、その1として、第1次認可区域内でまだ面整備に着手できていない地域があるようにお伺いしておりますが、その地域と、なぜ着工できないのか、その理由をお示してください。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 面整備が未着手の地域とその理由でございます。

平成4年度より工事を進めてまいりましたが、現在のところ阿波2丁目と興留9丁目地区で公共下水道が未着手の区域がございます。

その理由であります。興留9丁目地域につきましては、現在取り組んでおります駅前整備との調整を図って事業を進めていく計画でございます。また、阿波2丁目地域につきましては、道路が個人名義であり、なおかつ地番が混乱している区域でもあることから、未着手の状況であります。個人所有地につきましては、地権者の承諾を得て工事に着手することは可能ではありますけれども、当該地区では地権者の特定ができないような状況にありますので、未着手となっている状況であります。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、阿波2丁目のその解決方法と事業推進に向けての体制整備はできているのかということでお伺いいたします。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 解決方法と今後の対応についてであります。今日までの経緯とそこでの自治会の方々の考えも交えながらご説明を申し上げたいと思います。

阿波2丁目地区の経緯といたしましては、平成14年11月17日に当地区自治会であります駅前東自治会の要請で行政出前講座を開催し、その中で道路問題について自治会の皆様に状況説明と話し合いをいたしました。その後、平成15年1月28日に、地権者の一人であります会社担当者と協議を行い、自治会長に報告いたしております。また、さらに2月15日には、自治会でもこの問題について協議会を発足され、去る5月26日に協議会役員さんと建設課、下水道課担当で協議を行い、自治会の意向を伺いながら今後の進め方について調整をいたしたところでございます。

今後の対応でありますけれども、阿波2丁目地区の道路問題につきましては、今回の公

共下水道管布設を機に自治会としても問題の解決を強く望んでおられ、皆様が協力して取り組む決意を固めておられることから、町といたしましても関係課と連携を図りながら支援していきたいと考えております。

なお、下水道工事につきましては、道路の権利者が確定できましたら、承諾を得て工事に着手したいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 部長の最後のほうで、道路の権利者が確定できたら承諾を得て工事着手したいとの答弁なのですが、過去にもそのような形で、根本的な解決じゃなくて、その方の承諾を得て管をふせてある。私は、管をふせてある道路はほとんど公道にしてほしいと思うんです。といいますのは、あくまでも位置指定道路、その他につきましては、袋小路というんですか、そういう道路についてはいたし方ないかなあと、このようにも思うんですが、やはり公道に布設がされているという状態が、将来において、その下水道管のメンテ、いろいろなことについても、やはりその機会をとらまえて地権者に協力していただいて、斑鳩町の町道ということで認定して行ってほしい、そのようにも思っております。

そういった意味で、今回の今の上下水道部長の答弁では、部長もわかっておられると思うんですが、問題の根本的な解決とはならないように思います。しっかりと住民の問題意識を確認して、根本的な解決まで行政は積極的に支援すべきだと考えておりますが、道路の担当課として、これらの問題の解決についてのその認識と、そして手法なりをお示してください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、道路担当とおっしゃいましたけども、私は以前6月の1日にこの地域が川掃除がございまして、ちょうどアライさんの、ちょうど私の駅前もあったものですから、そちらへ行ったら、ちょうどその説明をしてくれということで、私皆さん方の前で説明をさせていただきました。どちらにいたしましても、やっぱりこれからは、私はそのことを聞いて担当課に言うたのは、やっぱり持っておられる道路の関係の業者の方のところへ足を運んで、時と場合によっては協議会の代表者等一緒に行って、できるだけやっぱり誠意を示して、何とか寄附採納をしていただくとか、そういうことをしていかなかったら、それは何ぼしても私は解決しない。

当然これはいきさつがあるんです。この地域においてその方が、ほかの隣の物件まで

を競売で落札しようとしたら、向こうの部分がとれなかった。その中で道路だけを自分
とて買われた、落札されたという経緯がありますから、この関係等については、以前
からも何遍もそういうことであるわけですが、なかなか解決に至らない。

しかし、今回においては、やっぱり皆さん方が、東自治会の方々、協議会もつくられ
てこれから誠心誠意町とタイアップしながらひとつやっていこうということでございま
すから、担当課のほうに、とにかく建設課、あるいはまた下水道課、あるいはそういう
関係等について連携を密にしながら、やっぱり協議会の今熱意のあるときにこの話を進
めていって、お互いに解決する方向に向けることが一番大事であろうということを指示
したわけでございますので、今後そういう形で進んでいきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） せっかく町長答弁していただいてありがたいんですが、もう少し
出前講座のときの担当者、補佐級ですね、下水道課、それと建設課の補佐が参加してい
ただいていると思うんです。そのときの原因が、なぜこうなっているのかは、その兩名
についてはしっかりと認識していただいていたと思います。町長もこうして住民からの
要望でしっかりとやっていくということをお答えいただいておりますが、その点につ
いて課長なり部長なり、どのような報告を受けてどのように今後やっていこうと、今の
町長の答弁からも指示を受けておられると思うんですが、どのような手法、どのような
形が一番、16年の完成を目指しておられますので、下水道課としては。目指しておら
れますので、どのようなことを考えておられるのか。もし今の段階でまだ答えられない
のでしたらそれでも結構です。その点お願いいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 小野議員ご指摘のように、私自身この件につきましてま
だ詳しい内容を把握しておりませんというのが事実です。そういった中で、先ほど池田
部長のほうからも答弁ありましたが、自治会がこの問題解決を望んでおられると、また
会員の皆様も協力して取り組むという決意を固められているということですので、町の
道路行政を担当する私、都市建設部長として、また担当建設課のほうといろいろこれか
ら状況を把握しながら関係課と連携して進めてまいりたいと、このように考えておりま
す。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 本来はここで私は大分頭へ来るんですが、それらのことについて

はちゃんと引き継ぎをやってもらうてははずなんです。前上下水道部長とも話はできます。そして、今の補佐にも話がついてます。それを取り次ぐべき課長がしっかりと取り次いでないのではないかな、そのようなことを指摘して、早急にその方法を示してください。でないと、この問題は1年ぐらいでは簡単に済むもんじゃないんですよ。これがずっと、先ほど町長が答弁されているように、何回もその地域ではこのことを是正しようとしてやってこられたんです。だから、今度は最終のチャンスだという思いで協議会も立ち上げておられるように私は伺っておりますので、その点をしっかりと認識して取り組んでいただきたいと思います。

時間も余りありませんので、次の質問に移ります。

次の3番、民生・児童委員協議会についてということでの質問ですが、その1として、協議会設置の趣旨と委員選任方法及び活動内容をお示してください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 民生委員協議会の設置についてでございますけれども、民生委員法の第20条に、民生委員協議会を組織することが義務づけられているところでございます。本協議会は、民生委員が協力を通じましてその職務をより機能的、効果的に遂行して相互に向上するために組織する団体でございます。

また、委員の選任につきましては、同じく同法の第8条によりまして、民生委員推薦会を組織することとなっております。町長が推薦委員会の委員を委嘱することとなっております。この推薦会には、斑鳩町としては委員は14名で構成をされております。

次に、民生委員推薦会で推薦をされました民生委員の候補者につきましては、知事が厚生労働大臣に推薦をいたしまして、厚生労働大臣が民生委員に委嘱をするということになっているところでございます。

次に、民生委員協議会の活動内容でございますが、複雑多岐にわたります地域の福祉課題に対応するため、関係行政機関との連絡調整とか資料及び情報の収集、必要な知識及び技術の習得等、本協議会の任務につきましても、民生委員法の第24条で規定をされているところでございます。

また、民生委員につきましても、同法第1条で、民生委員は、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとするというように規定をされております。

さらに、民生委員は、児童福祉法の第12条でございますけれども、児童委員に充て

るものとされているところでございます。児童及び妊産婦の保護、保健、その他福祉に関する職務を行うことになっております。近年の核家族化、女性の就労形態の多様化等により、児童及び家庭を取り巻く環境が大きく変化をしてきたことに伴いまして、家庭及び地域における児童の健全育成を図る上で児童委員の活動はますます重要になっているのではないかと、このように思っております。

当町の民生・児童委員協議会の平成15年度の運営方針といたしまして、民生・児童委員の基本姿勢、小地域福祉ネットワークづくりの活動強化、介護保険制度の利用促進のための役割、育児・子育て環境の整備、児童委員活動の整備を計画をしていただいているところでございます。

民生委員の活動の対象や内容は、先ほど冒頭にもお答えさせていただきましたように、広範囲で、しかも社会経済状況の変化等に伴って、年々複雑化、多様化をしております。今後も、町といたしましては、民生・児童委員の皆さん方と連携を図りながら、福祉サービスの向上、充実に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 次に、その2として、斑鳩町社会福祉協議会の第2次発展・強化計画策定の中に、福祉関係団体への支援として団体事務、団体事務の中には、民生・児童委員協議会、共同募金会からの撤退が盛り込まれております。このことに対する認識とその対応をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 第2次の発展・強化計画で、社会福祉協議会が策定をされている中で、地域福祉活動計画の中で、社協の発展・強化計画でございますけれども、この計画は、地域福祉を推進するための住民及び社会福祉事業関係者など、民間によります地域福祉活動の実施及び推進の計画であるというように認識をいたしております。

この計画の中で、質問者も申されてますように、平成17年度に団体事務（民生・児童委員協議会、共同募金会）からの撤退が盛り込まれております。しかし、県内におきましても、市町村内に事務局を置いているところも少なくないわけでございますけれども、また社会福祉協議会に事務局を持っておられるところもあるということでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、社協が行う事業は、地域福祉の推進を図ることを目的といたしております。また、民生・児童委員の皆様方の活動につきましても、日ごろから地域住民の実情を調査把握していただき、地域福祉の担い手として、また住民の最も身近な地域福祉推進者として活動を展開していただいているところでございます。

こういったことから、社協に民生・児童委員の事務局を置いて活動をしていただいているところでございますが、今後住民の方の福祉を増進していくのに最もよい方法について、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、それに町と協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、現在社協の理事でもありますが、先日の理事会で、ただいま申し上げてますとおり、社協の発展・強化計画の、しかも福祉関係団体への支援という項目の中で、その撤退を掲げておられます。また、この計画が平成17年度の単年度計画、ぼつんところ挙げておられるんですね。大変私はその強化計画を拝見いたしまして、不自然に感じました。今、部長からの答弁がありましたとおり、住民と民生・児童委員にとって、どこに事務局を設置するのがベターであるのか、早急に三者で検討していただき、1年でも早く、聞いておりますと、北葛城郡の各町では、社協から行政というんですか、市町村のほうへ事務局を移されたということも聞いております。それはなぜそうされたのかということも参考にして是正されるようお願いして次の質問に移ります。

次の4番、「地縁による団体」について、その1として、地縁団体の設立の目的とその意義をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地縁団体の設立の目的とその意義でございますが、これまで自治会等につきましては、青年団やPTAと同じく、法的には通常権利なき社団と位置づけられ、団体名義では不動産登記ができませんでしたので、不動産等の資産を保有している場合、自治会長などの個人名で不動産登記を行っておられました。こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題が生じることとなることから、平成3年地方自治法が改正され、第260条の2において、市町村長の認可により自治会等が一定の手続のもとに認可地縁団体として法人格を取得できる規定が盛り込まれたところでございます。この

手続を経て法人格を取得されると、不動産等を自治会名義で保有し登記するようになるというものでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、次にその2として、その認可の要件とその基本的な考え方を示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 認可の要件は4つございます。

まず、1番目でございますが、目的でございます。地縁による団体が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると思われることとあります。基本的な考え方といたしましては、地縁による団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていること、すなわち住民相互の連携、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動を行っているということでございます。

2番目は、区域でございます。地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないことになっております。その基本的な考え方といたしましては、その団体の区域は、安定的に存在している現況によることとしており、認可に当たり、新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体に対し認可を行うことは適当でないとの考え方によるものでございます。この現況による区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず、市町村の住民にとっても客観的に明らかな形で境界が画されている必要があるとされております。

次に、3番目といたしましては、構成員についてでございます。地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数のものが現に構成員となっていることとということでございます。この相当数と申し上げますのは、おおむね過半数ということでございます。

4番目といたしましては、規約を定めているということでございます。この規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならない。

以上の4つが認可の要件でございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 要件のうちで、今の答弁の中でちょっと気になることがあるんです。それは、区域についてということで述べられておるんですが、その中で、この「自治会、町内会等法人化の手引」ということにも同じように書いてあるんですが、当然区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によること、としています。そして、今、答弁にもあったように、不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは適当でないと、このように書いてますが、この本によりますと、その間に、安定的に存在している現況によること、としています。これは、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体について、当該団体が保有する不動産等を団体名義で登記等を行うことができるようにすることにあることから、この言葉が入るか入らないかで大きく誤解を受ける可能性もあるんじゃないかなと私は考えております。

そこで、住民にとって客観的に明らかなものとする、このことは一つの自治会として認めているというんですか、自治会活動をされているのは、あくまでも住民にとって客観的に明らかなものだと、私はそのように考えるんですが、それに対する見解をお示しください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されましたように、現に自治会活動としてなされている地域の関係につきましては、おっしゃるとおりでございます、そのように解釈しても差し支えないというものでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、その3として、先日の自治会連合会総会において、私が今提示しましたこの「地縁団体の手引書」を配布されましたが、そのねらいと今後の地縁団体の認可申請に対する対応をお示しください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町には113の自治会がございます。認可地縁団体には、現在9団体がございます。しかしながら、地縁団体の認可を得ていない自治会の中にも集会所を保有しておる自治会もあり、また今後保有する予定がある自治会もあると考えております。以前より認可地縁団体の制度については、自治会連合会総会などの会を利用してPRに努めてきたところでございますが、さらに周知を図っていかねばならないと考えており、議会におきましてもそのようにご指摘を受け答弁してきたところ

でございます。

したがいまして、今回この手引書を配布したわけでございますが、このことにより、認可地縁団体の制度や法人格を得る手続について、より理解を深めていただき、自治会内で検討をしていただけるきっかけになればと思っております。したがいまして、本町といたしましても、問い合わせやご質問、相談等にも積極的に対応し、地縁団体の設立をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 28分までですか、あとわずかですので、最後に建設工事請負業者の格付けと入札についてお伺いいたしたいと思っております。

その格付けの方法とその基準、また各等級ごとの業者数と入札指名選定についてを手短にお答えをお願いします。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 格付けの方法でございますが、これは、その方法については、斑鳩町建設工事請負業者資格審査要領第9の規定に基づきまして、斑鳩町の工事請負業者資格審査会において審査をいたしまして、そして総合的に判断することによって格付けを行っておるわけでございます。

ご存じのように、格付けにつきましては、客観的要素と主観的要素を評定いたしまして、そうした区分によって考えていくと。ただ、その中で、具体的には経営事項審査による総評点数が主としたその格付けの決定方法に定めておるわけでございます。

今現在斑鳩町において格付けをしておりますのは、土木一式につきましては、特A、A、B、C、D、E、F、27社でございます。建築につきましては、特A、A、B、C、D、14社でございます。舗装につきましては、11社でございます。そういう形で現在町内の業者の格付けを行っているということでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいま助役から答弁をいただきましたが、審査要領の中に、客観的要素として経営事項審査による総評点数、これはいわゆる経審、経審と言われている点数のことだと思うんですが、この点数は、格付けの総合判定に対してのどれほどのボリュームというんですか、重量を占めているのか、アバウトな数字で結構です。何%ぐらい、主観的な要素もあるし、客観的な要素も加味してランクづけをされていると思うんですが、この経審の点数がどれほどのものであるのか、どれほどの重量があるのか

、お示し願います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） このいわゆる経審というものは、どれぐらいの評定する中でのパーセントを占めておるか、ということですが、やはりさきにも申し上げましたように、客観的、主観的事項によって決めるわけですが、そういう中でやっぱり資本金とか自己資本額、また技術職員、特定建設の許可等いろいろ含めました中でその経審の範囲を決めていくと、ということですが、経審がすべて、100%決めるということではないわけですが、パーセントから言えば、70ぐらいが経審の判断だということを考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、客観的要素の中が70%ぐらいで、あとは別紙2というふうにかかれておるんですね、要領の中で。主観的要素、例えば工事成績、格付けしようとする年の前2年間において竣工した斑鳩町発注の建設工事の工事成績により次のとおり評定する。優秀は25点とか、良好が18点とか、こう決めておられます。細部にわたって決めておられる。また、その信用度、これは当然指名停止を受けているかどうか。事故、いろんなことで、債権の差し押さえ等、賃金の未払いと、そのような点数がある。これらが30%、アバウトな数字で聞いておりますが、アバウトな数字の中には30%ぐらいが加味されて、土木については27社ですか、先ほど答弁いただきましたが、27社を7等級に区分されております。

この後は総務委員会でまた質問させていただきたいと思っておりますので、私の一般質問これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午後2時50分まで休憩いたします。

（午後2時28分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 通告に従いまして一般質問をいたしますが、その前に一言ちょっとおきたいと思っております。

私は、住民の皆さんに選挙期間中、皆さんの代表として行政の厳しい監視役という形

で頑張りますということによってまいりました。私は、この本会議の場は、行政の皆さんと議員の本音でぶつかり合う真剣勝負の場だと思っております。そして、お互いの意見をぶつけ合うことが、結果として住民皆さんのためになると信じております。

それでは、通告書に従いまして一般質問をいたします。

まず、町営住宅の入居者募集の時期と募集規模について尋ねたいと思います。

現在、町内には、何カ所の町営住宅があるのか。また、その町営住宅の空き状況と入居者募集の要件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町内に何カ所の町営住宅があるのかというご質問でございますが、町内には7カ所の町営住宅が存在しております。

それと、今の入居状況についてでございますが、現在追手団地2、長田団地につきまして3戸の空きが生じております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、今言われました長田と追手の3戸の空きの件につきましては、いつごろその入居の募集をされるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま（仮称）目安北団地というのを建設中ございまして、これが本月末には完成予定でございます。その件につきましては、今6月議会に、名称として目安北団地を追加するということで条例の一部改正について上程しておるところでございます。そして、ご審議いただき可決となったときには、入居者の募集を行ってまいり予定でございます。この現在空き家の3戸につきましては、そのときに同時に募集をしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、今言われました斑鳩南中学校北側の（仮称）目安北団地の住宅には、どのような方が入居対象になれるのか。また、その募集の要件、こういう要件を満たさなければならないとかいう具体的な募集の要件がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） （仮称）目安北団地は、これは五百井団地、興留団地の

建て替えの建設でございまして、現在五百井、興留団地のほうに合計12の世帯の方が入居されておられます。これの方が優先的に入居されまして、残りの9戸については新たに募集していくという状況でございます。

それで、入居の条件でございますが、これにつきましては、現在手元に詳細な資料は持っておりませんが、所得でありますとか、従来からの町営住宅の入居の条件と同じでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、次に、今言われました建て替えのために空き地となります五百井、興留の町営住宅跡地の土地利用についてどのようにされるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後、町営住宅に供しないということの考えの中で、普通財産として管理いたします分について申し上げますと、朝から木澤議員の答弁と重複するかもわかりませんが、土地の有効利用を図ることが肝要であると考えておりました、整備するまでのいわゆる間は遊休地となりますので、その間につきましては地域住民のコミュニティの場として活用していただくというところでございます。なお、近隣住宅地への迷惑とならない範囲内でご使用いただきたいと思いますと考えておりますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私が町内を歩く中では、若いお母さん方から、子どもたちが伸び伸びと遊ぶその場所がないが、広場として開放してほしいというようなことをよく聞きます。そこで、ぜひ子どもたちのために、またぜひ周辺の住民の方々が利用できるように、跡地を整地をして、子どもたちが伸び伸びと遊べるようなそういう環境をつくっていただきたいと思います。

次に、それでは、ごみ分別に伴う町行政の現状につきまして聞きたいと思っております。

ごみの発生を抑制し、環境を守るために容器や包装類等の再利用、再使用を義務づけた容器包装リサイクル法が完全施行されてから4月で丸3年たちますが、費用分担の見直しを求める声が自治体や市民団体から強まっています。そんな中、この4月から新たにリサイクルされることになったトレイ、ペットボトル、瓶、缶の資源物に関する最終処分までの経過を聞きたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、瓶と缶類についてでございますけれども、これは業者に委託をさせていただいております。そして、業者委託をする中で選別、リサイクルという形で処理をしているところでございます。

これにつきましては、現在、平成14年度では近隣の事業者の方に委託をしておりますけれども、平成15年度のほうでは、業者がかわりまして委託をさせていただいております。

この瓶、缶類につきましては、各家庭から出ました瓶、缶類の収集で最終処分場に運んでおります。最終処分場に運んだ後、現在15年度で委託をしております業者が引き取りにまいります。瓶につきましては色別で、缶につきましてはアルミとスチール缶に選別をした後、瓶につきましては色別に分けておりますので、それを破碎をいたしまして、ガラス瓶の原料となりますカレット状にして瓶に再生をされていくということでございます。また、缶類につきましては、アルミ缶は再びそのままアルミ缶に、スチール缶につきましては、建築用の鉄筋に再生されているというような流れでございます。

次に、ペットボトルと白色の食品トレイでございます。質問者も申されてますように、一応容器包装リサイクル法に基づきまして、財団法人日本容器包装リサイクル協会に分別基準適合物の引き取り及び再商品化を委託をいたしているところでございます。

ペットボトルの分につきましては、平成14年度では、処理量は約6,000キログラムございまして、その委託費用につきましては、処理量の1%分について1キロ当たり75.1円を処理料として支払っております。

次に、平成15年度につきましては、平成14年度の委託業者、これは先ほども申し上げました日本容器包装リサイクル協会から業者の指定がございまして、年々業者が変わる可能性もございます。平成14年度の委託業者と平成15年度、現在委託しております業者とちょっとかわっておりますけれども、それはご理解いただきたいと思っております。平成15年度は、前年度は処理料の1%分の委託費用でございましたけれども、本年度は市町村分の負担がないということで委託をさせていただいております。

次に、ペットボトルでございますけれども、家庭から出されましたペットボトルについて収集後、衛生処理場で圧縮処理をしております。その後最終処分場で一時保管をいたしまして、一定の量がたまりました後で協会が指定をいたしておりますリサイクル業者が引き取りにまいります。異物の除去とか洗浄等の処理を経まして化学繊維等に再生

をされるという流れになっております。

それから、白色の食品トレーにつきましては、今年度から容器包装リサイクル法に基づきましてリサイクル処理を開始をさせていただいているところでございます。これにつきましては、平成15年度の分につきましては、委託費用が、日本容器包装リサイクル協会では、斑鳩町から持ち込まれる量としては、約800キログラムまで納入、納入いうんですか、その協会で引き取っていただける予定量がございます。その委託費用につきましては、予定量の9%分についてキログラム当たり76円で委託をさせていただくということになっております。

以上がご質問いただいている処理の経路ということでのお答えをさせていただきます

。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長から答弁いただきまして、業者もかわったと、トレーもリサイクルされるということを知って安心したんですが、ただリサイクルと言っても、やっぱり再利用をするためには高いコストがかかると思いますが、町としてまず、私は「分ければ資源、まぜればごみ」ということで町民に打ち出したのならば、実際にこういうリサイクルの方法もありますが、それ以外にまず町内の子どもたちが、その子ども会がやっているような廃品回収の対象である、例えば古新聞、古本、古雑誌、アルミ缶、段ボールは、業者が買い上げてくれるごみであります。ごみの量や公費を削減するためには、私は業者に買ってもらうべきものは、子ども会は子ども会で地域でそういう回収をされてますが、実際には少子化に伴いまして子ども会も相当、多分自治会の半分以下やないかなと思うんですが、そういう中では、実際に町全体で集めてそういうことを利益を得るべきだと私は素朴に思うわけですが、その辺のことについてちょっと見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、集団回収の件でございますけれども、集団回収につきましても、子ども会がメインになって集団回収等を実施をさせていただいております。これらにつきましては子ども会の、本来でしたら、自分らの会費並びに自治会等からのそういう補助金等で子ども会運営を実施をさせていただけたら一番いいんですけれども、それだけでは足らずに、一応そういう集団回収等で、実益と言ったら語弊があるかもわかりませんが、それに出てくる町からの補助金、集団回収に伴います町からの助成

金等によってのその子ども会活動等の運営費にも充てられているというような状況でございます。

そういうことで、私どもことしは、それを行政自体で実施をするということにつきましても、いろいろ考えたこともございますけれども、そういう集団回収をしていただくことによって、子どものときからそういう意識を持っていただくというようなことも考える中で、一応今現在も集団回収で、そういうことで取り組んでいただけたらなど、このようには考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長の答弁の中で、私は町全体で集めるというこの発想は、今町はこの4月からステーションという形で新しいそういうごみの収集の方法を考えているとしたら、ステーションでそういう資源物のときにそういうものを集めたら、実際業者が集めるか町が集めるかは別にして、そういうことがリサイクル、回るんやないか。そしたら、結果として、今やったら、主婦の方に聞いたら、こういうものについてどないされてんねんと言ったら、段ボールは細かく切って袋へ入れている。結構段ボールを鉄で細かく切ってするというのは非常に大変な作業もされてますし、新聞紙もそのまま。そんな中では非常に私はもったいないんやないかなと思います。この件については、私は、「分ければ資源」という町の打ち出しからしたら、基本的にはやっぱりこういうものというのは、今子ども会でしている分については確かに集団回収をされてますが、それ以外のところは、結果としてはやっぱりごみとして焼却場で燃やされているという状況を考えたら、やっぱり根本的に今の部長の答弁ではちょっとおかしいんやないかな。もうちょっとやっぱり行政としてもっと積極的に私はせないかんのかなと思うんですが、ちょっと再度その辺のところ、もう少しやっぱり研究する私は余地があると思うんですが、子ども会に、確かに小さい子どもからそういうことをすることは子どもの教育のためである。それは当然わかりますが、でも現実として斑鳩町全体から見たら、それをやっているのは斑鳩町の半分以下の地域でしかないとしたら、後の部分については全部ごみとして逆に処理されているとしたら、町が言うてる「分ければ資源、まぜればごみ」という立派なキャッチフレーズとは、私は非常にそごを来しているような気がするんですが、再度ちょっと答弁をお願いします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、以前にも地域の住民の方々の構成の関係で、高

齢者の方がふえてきて、出すのも、子ども会の回収のときにそこへ持っていくのも大変だというようなお話もご指摘にもありました。そういうところの中で、我々としては、一応できるならば、そういう方でご近所の方にもご協力を願えるような形でというお話もさせてもらっておるわけでございますけれども、今半分ほどのというようなお話もありますけれども、集団回収で今現在実施をしていただいているのは110から120の団体、これは子ども会の関係で一応いろいろご活動をいただいておりますけれども、これ以外にも、今議員もおっしゃっていただいておりますように、子ども会だけじゃなしに自治会としてとか、また老人クラブとして、老人会としてのそういう取り組みもできるんじゃないかなと。斑鳩町、町が行政がみずからそういう形でするのではなしに、そういう形で団体でやっていただけることも可能ではないかなと、このようには考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、ちょっと部長の中で、110団体がそういう集団回収をされているということなんで、再度ちょっとお尋ねしたいんですが、この間子ども会の町子連の総会に行きましたら、非常に団体数が少なくて、たしか50もなかったような気がするんですよね。その中で、今部長が110団体といいますと、ほぼ自治会のほとんどがこういうことをしているということになるんですが、本当にこの数字は間違いはないんですか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員は町子連の総会に出られたときには50、加盟されているのが50です。駅前言うたら、子ども会やったら加盟してないんです。興留の方々は加盟されているけれども。そういう地域で、子ども会そのものは110ぐらいあると思います。ただ、加盟されているのは50ぐらいだと思います。そういうことの関係だと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、私の感じ方としたら、町子連へ加盟しているのは50ぐらいで、実際には110の子ども会があって、そしてそこでは集団回収をほとんどされているということで、それについては、担当課、それでいいんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 子ども会に入っておられるかどうかというまでは確認は

させていただいてません。ただ、今、110から120と申し上げておりますけれども、14年度分で集団回収として申請をしていただいておりますのは180団体、先ほど110から120と申し上げましたけれども、15年の3月時点での申請分として180団体の申請をいただいております。

それと、今ご質問いただいております50団体で子ども会の加入云々という話につきましては、私どものほうでは、加入されているどうかというところまでの把握というのにはできておらないところでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、次に移りたいと思います。

この6月の町広報に掲載されていた資源物食品トレーの回収について質問したいと思うんですが、町広報によりますと、この4月から資源物食品トレーの回収が公民館等の公共施設の回収ボックスでとの記事が掲載されていましたが、この方針は、何月の広報で住民にPRされたのか。また、なぜ他の資源物ごみと同様の、今言われているごみステーションで回収をしないのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、白色の食品トレーにつきまして、15年の4月からリサイクル協会で引き取って再商品化という取り組みをさせていただいております。これにつきましては、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、その都度その都度、毎年度毎年度業者もかわってまいりますし、それと、その引き取っていただく量等も変化がございます。

そういうことから、平成15年度分につきましては、平成14年の11月の11日にリサイクル協会のほうへ申し込みを行いまして、その結果町の希望をいたしておりました数量が平成15年の2月の28日に決定をされてきました。

このことから、平成15年度当初から、他の資源物と同様に回収を行うためにはちょっと時間的な余裕もなかったために、住民の皆様方に混乱を招かないためにも、今年度につきましては、従来から実施をいたしております公共施設の回収ボックスを利用した拠点回収の形をとらせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

それと、住民の皆様には、これまで以上に食品トレーの分別回収にご協力をいただくために、回収ボックスへの掲示とか、6月の広報におきまして容器リサイクル法に基づ

く回収の開始に伴いますご協力の依頼ということで周知を行ったところでございます。

次年度以降につきましては、他の資源物と収集体制がとれるように、住民の皆様にご協力をいただきやすく、またリサイクルがより一層促進できる方法について現在検討を重ねているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 部長にもうちょっと。14年の11月11日に日本リサイクル協会に申し込んで、そのリサイクル協会が実際に斑鳩町のものを引き取りますと言うたんは2月の28日だということでは言われたんですが、そしたらこれからはいいまして、4月の広報には、4月からこういうふうにやりますよというのは町の広報でされたんですか。それとも6月の今回のこの載っているのが初めての掲示なんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 手続的な日にちにつきましては、お答えさせてもらって質問者のほうからご確認をいただいたとおりでございます。広報への掲載につきましては、4月号の広報がというご質問でございますけれども、6月号の広報に初めて掲載をさせていただいてご協力をお願いしたということでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私も4月に載ったんかなとは思ってたんですが、実際にこれを見たら4月からやってますよということで載ってるのはいいけど、実際には6月しか載ってなかった。

それで、ごみのリサイクルでずっと町内を歩く中で素朴に思うのは、このごみを実際に回収、あるいは分けて、ある意味では非常に手間がかかってしてくれはるのは、やっぱり住民の皆さんですよ。そしたら、実際にそれをしていただく行政側からすれば、いかにしたら住民の皆さんがリサイクル、あるいは分別をしやすいような、できるやろという形で、そういう環境づくりとか、分けはる住民の方のその視点で私は行政を考えていかなあかん。特にごみ行政なんかはそうじゃないかなと思うんです。

そうなってくると、実際に今まで公民館とか公共ボックス、回収ボックスでしたたというけど、実際にそういうトレーもそういう形で今まではそこで町民の皆さんはリサイクルされるもんやと思ってはった部分が、実際にはしてなかったというのがわかったんやけど、今回から、4月からそうするとなったら、僕はやっぱりそこへわざわざ持っていかなしてもらわれへん、回収をでけへん。あるいは、別にこの記事に私はケチをつけ

るつもりはないんですが、実際に思う中で、回収ボックスの設置場所の中で、役場とか中央・東・西公民館とか幼稚園とか書いてあって、後に、保育園、幼稚園のボックス利用の際には園に声をかけてくださいなんていうたら、いちいちこれ入れさせてもろうてよろしいですかって、僕はそういう行政のセンスというのは、僕はやっぱり住民の感情とえらいかけ離れてんの違うかなと思うんですよ。あえてきつい言い方をいたしますが、私は行政のされている、特にこのごみ問題を通じて、やればやるほどそういうのを私自身は非常に不満に思うてます。

それで、実際、先ほど言いましたが、町の失態でトレーをリサイクルできへんかった。それでビニールごみと一緒に御所の谷間に埋めて、年間1億円以上もの公費をかけている経緯があります。トレーをしっかりとリサイクルし、僕はもっと町が分別についてしっかりとすべき、そういうのは徹底して、何回も何回もやっぱり住民の方々にPRすべきやないかなと思うんです。

そういうことの中で、次に、ごみステーションの方式を今斑鳩町のほうでは実施されましたが、これに関連して、今各自治会の受け入れ状況、どのような受け入れ状態にあるのか。それと、その問題点はないのかについてちょっとお尋ねしときたいと思うんです。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今議会の町長の提出説明、初日にありましたように、1月の30日付で各自治会長さんを通じまして住民の方々へ可燃ごみの収集方法について協力の要請をさせていただきまして、各自治会長さんに大変お世話をかけておりますけれども、各自治会で種々検討をしていただいたところでございます。

その結果、132、一応自治会連合会に加盟をされておられない自治会というんですか、そういう自治の組織もありますんで、132自治会のうち124の自治会においてステーション化のご協力をいただいております。あと8自治会がまだ集約化と申しますか、ステーション化には至っておらないんですけども、それらにつきましては、いろいろ自治会長さんはじめ役員の方々にもいろいろお世話をかける中で現在取り組んでいただいております。

ただ、それで、問題点等につきましては、自治会内でごみの集積場所がまずまとまらないというのが第1点。そして、その集積所の近所の方々の承諾が得られないというのがまず2点目。そして、その自治会の会員さんの年齢の構成にもよると思うんですけれ

ども、坂道や高齢者が多いため集積場所へ重いごみ袋を持っていくのは大変であるという等々のそういう問題点もお聞きをさせていただいております。

こういう問題がある中で、現在自治会長さんを通じましていろいろと各自治会にお話をさせていただく中で、今後も自治会長さんはじめ役員さんの中で、ステーション化に向けたご検討をいただき、そういう自治会でステーション化へ向けて取り組んでいただいているというのが現状でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長が、132自治会の中で124の自治会がステーション化に理解を得たということなんですが、この124の自治会のステーション化というのは、いろいろ聞く中では、30軒を1つの単位としてごみを集めるんやというところもあるし、場所によったら1カ所しかないから、70、80軒で持っていかなあかんねんという地域、あるいは、例えば、いや、もううちは3軒ぐらい集まったらそれでオーケーやねんという、いろんな意見を聞くんですが、この124の中では、今私が言いました50、60ぐらいの地域で1つへ持っていく。あるいは、少ないところでは3軒ぐらい集めたらもうそれで町が言うてるステーション化でオーケーやねんというような意見があるんですが、そういうのも含まれた数字なんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者が申されるとおりでございます。おおむね町のほうとしては30世帯に1カ所という集積場所の考え方でご協力をお願いを申し上げている中で、その自治会、自治会での取り組んでいただける状況によりまして、おっしゃっていただいておりますように、2から4世帯のところもございますし、50～60カ所で1つというような世帯もございます。ただ、2から4世帯の集積場所というような形で取り組んでいただいている自治会につきましても、もう少し集約化、今後も集約化を大きく広げていただくような形でもお願いも申し上げて取り組んでいるところでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、聞いた中で、ちょっとある意味では私は安心したんですが、ただ私は、実際に町内を歩く中で、体の不自由な方とか、地形的にすごい高低差があって、あるいは場所と言うたら錦ヶ丘とか夕陽ヶ丘とか西の山とか、あるいは北庄などの地域というのは、非常に山間、あるいは高低差がある。そういう中でも、特に自治会全

体が、昭和40年代ぐらいの開発の時期に一斉に来られて、そんな方がずっともう定年をされて、もう高齢化がその自治会全体で進んでいる。なおかつそういう高低差のある地域やという、そういうものを見てると、確かにステーション化というのは、私はごみ行政をやる中では当然打ち出さないかんことやけど、物理的にやっぱり無理やなあと、実際自分が歩いてみて思う地域があるんです。私は、こういうところについては、町は少なくとも基本的にステーション化をやっていくという部分は当然理解できますが、やっぱりそういう地域、あるいは体の不自由な人とかという、そういう部分については、別途対応を検討をしなければ私はあかんのやないかなと思うんですが、その辺の、弱者というんですか、そういう方のフォローというのは、町としてはどのようにこのステーション化について進めていく中で検討をされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご指摘をいただいている件につきましては、当然、もしもそういう形で町のほうへどうしても、障害があったり、もしくはそういう形で搬出が困難であるというような形でご連絡をいただく中で、でしたらそういう形での検討というのは、実際できるかどうかは別にしましても、これをするときには、課内ではどうしたらいいんだろうなということで検討はさせていただきました。まだ結論的には出ておらないんですけれども、一応そういう形での取り組みは当然、個々に収集というような取り組みも必要になってくるのではないかなとは私は判断をいたしております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、今、部長言う中では、片方でごみステーション124の自治会の中でステーション化していくと。その中では、50、60で集めているところもあるし、2軒から4軒ぐらいで集めているところもあるということを考えますと、私はこういう中でそういうような形でできるだけごみを出すのに無理のないような単位というのは、私はおのずとできるんやないかなと思いますんで、ぜひそういう検討をしていただきたいと思います。

次に、住民の方々から、ごみステーションを受け入れて、用水路の上にそのごみステーションを設置してほしいということで町へ言ったら、その水利組合の交渉は自治会長がしてくださいと町から言われて、よくはわからないんですが、水利組合から断られた地区があるように聞くんですが、私はもともと水路というのは国のもんやし、その地域

の自治会の方がここへごみステーションをしてほしいんだということで言われたら、町がやっぱり現場へ出て、そしてそういう町が対応をすべきやないのかな、ごみステーションここをしてほしい、こういうところへごみステーションをつくってほしいねんと言ったら、町がやっぱり出向くべきやないかなと思うんです。

これも、いろいろ話を聞いてみますと、いや、ごみステーションの土地の所有者には、あるいは使わせてもらうところへは自治会長さんが交渉してくださいというところもあるし、あるとこで役場から説明会に来られて、こういう土地はそしたらだれがやってくれんねんと言われたら、いや、町のほうで責任持ってやりますという、全然違うような対応を行政がされているような私は意見を聞くんですが、実際は町の方針としては、どちらの方針が今やられている正しい方針なんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 水路上等に設置をされるときの対応ですけれども、一応原則的には自治会のほうで水利組合等に承諾を得ていただくということで進めさせていただいております。ただ、今、質問者も申されてますように、自治会のほうで水利組合等に行かれましただめだというお話があったということで今申されておるんですけれども、そういうことがありましたら町のほうにもご連絡をいただいて、それで水利組合のほうともご協議をさせていただくということではいろいろとお話はさせてもらってきた経緯はありますので、その辺だけ、もしそういう事例等でございましたら、町のほうへ相談をかけてほしいというような形でご指導をいただけたらと思うんですけれども。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私はずっと本当に聞いてて、何遍も言いますが、ごみを分別してされている住民の方々に、できるだけごみ分別をしやすい、やっぱりごみ減量化なりやろうというそういう気持ちを起こさず、あるいはしていただくという部分は、私は行政のやっぱり姿勢やと思うんですよ。今、確かに部長は、いや、自治会長からとりあえず水利組合のところへ行ってもらって、断られたんやったらそれを言うてもらったら行政がまた行くということなんです、私はそうやのうて、実際に行政がごみ分別をしようとしたら、行政だけでできへんから住民の皆さんにやってくださいよということで言うてるわけでしょう。そしたら、行政は、ごみステーションにしてもそやし、すべて住民にこれしてください、これやりなさい、やりなさい。住民は結局従うしかないというようにそういう状況やなくて、もっと行政が住民のどこまでおりて、住民の実際にごみを

分けて出される皆さんのやっぱりとこまでおりて、住民の立場でやっぱりこういうごみ行政というのは特に考えてもらわんと、こんなに進まへんと思うんですよ。あれはいけません、これしなさい、こんな細かいところ、分別こういうふうにやってください、やってください、やってください、住民に。それで住民が言うと、いや、それは地元で話してくださいやのうて、私はもっと住民の視点に立っていかんと、今の私は答弁の中では、とてもやないけど住民の皆さんが、このごみの分別についてこれからも本当にやっといこうという気には私は、町内毎回歩くたびに言われる本音は一緒なんですよ。

だから、何遍もしつこく言ってるんですが、それでは実際に町として、時間もありませんので、年間1億円以上もかかる、この3月議会の中でいろいろ照らしている中でわかったんですが、ビニール、プラスチックのごみ処理について、町は経費を削減するためにどのような検討をしているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ビニール類のごみ処理の関係で経費の削減の考え方としては、方法としては2通りあるんじゃないかというように今現在検討を重ねております。実際奈良市でされてますリサイクル協会を通じてリサイクルをする方法と、それから町独自で、市町村独自でリサイクルをするルートを探してきてリサイクルをしていく方法というのが2通り考えられるんじゃないか。また、それを、リサイクル協会のリサイクルする方法と独自とを合わせてというような考え方もあるんですけども、一応おおまかには2つの方法があるんじゃないかなというように考えて、今現在奈良市にも出向き、状況を確認する中で研究をしているところでございます。

ただ、独自ルートでいくにいたしましても、ビニール類のうちで容器包装で処理できる、リサイクルできるビニールの量というのは、約60%と言われております。それ以外の約40%は他の処理方法をやらなければならないような形という問題点もございまして、今現在どちらでいくのが一番斑鳩町にとってベターな方法なのかということをお尋ねをさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、お尋ねしたいんですが、町は「分ければ資源、まぜればごみ」と町民に打ち出しておられるんですが、資源物であるペットボトル、瓶、缶の収集日が同じであって、町民皆さんがきれいに洗い乾かして分別した資源物が、そのご

み収集車の中で攪拌されて粉碎されるのでは分別した意味がないのではないかというようなことをよく聞きます。

そこで、素朴な質問なんですが、なぜそのような方法で収集されるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、収集に使用をしております車種につきましては、ペットボトルにつきましてはダンプトラックで収集を行っております。また、缶類、瓶類につきましてはパッカー車を使用し、別々に収集を行っている状況でございます。別々に収集を行っておりますことや、ダンプトラック、パッカー車の構造等を考えますと、質問者が申されておりますように、収集車の中で収集物が攪拌及び粉碎は生じないのではないかと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというようにお願いを申し上げます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長が言われたんは、それはいつからですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私が把握しておりますのは、これをやり出してからずっとだと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、私の勘違いなんかもしれませんが、実際私はこの話を聞いたんは、ことしになってからの話で、それはあっちこっちで聞いた話なんです。だから、絶対に言われたように、僕も、それやったら、トラックでしはんねやったら町の言うてることわかるんですよ。片方で言いながら、こんなロータリー車やパッカー車で集めてたらそんなものリサイクルできへんのかなと言いながら、住民の方々が、あんなリサイクルできるのかなという素朴な質問やったらから、これはあえて聞いとかなあかんと思ってたんですが、町のほうで、部長が私が就任してからそんなことはないということなんで、一応信じておきたいと思います。

私は、「分ければ資源、まぜればごみ」と立派に町が打ち出しているのなら、まず町がもっと詳細に町民に分別の方法や収集日を伝えるべきやと思います。これは、服部自治会では、年間ごみカレンダーを毎年自治会役員が作成して、いつどんな種類を出すのか詳しく書いてその自治会員に配布し、ごみ分別のマナーの徹底をされています。ほか

の自治会にもこういうところがあるのかもわかりませんが、町も町民にしっかりと打ち出して、先ほども言いましたように、生かせるごみはやっぱり生かして収益を上げ、より公費の支出を少なくするようもっと分別の方法を緻密にし、しっかりとごみの減量化を打ち出して町民皆様のご協力を得て、互いが信頼関係の中でその目的に向かってごみ問題に取り組むべきだと思います。よりよい方法や改善を要望しておきたいと思えます。

最後になりましたが、3番目に移ります。法隆寺東部土地改良区の水路管理費の徴収の件に移ります。

この件につきましては、3月議会の一般質問でも取り上げました。しかし、選挙が終わって5月12日、17日、私は法隆寺東部土地改良区の役員会に2度も呼び出されて、その席上で、役場がええと言うてんのになぜ文句つけるんやと、謝罪せいと言われました。

そこで、再度法隆寺東部土地改良区の水路管理費徴収の法的根拠を改めて問いたいと思えます。水路管理費徴収の法的根拠について、土地改良法の第36条第8項の規定により、定款で経費の賦課という形で定めて、その対象者が受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができるという規定があり、1,000円程度ならやむを得ないという答弁でしたが、それに間違いありませんか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員ご質問の3月議会の一般質問で、法隆寺東部土地改良区が土地改良法第36条第8項の規定で、その経費の賦課として、定款の定めるところにより、その者の受ける利益を限度として、土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができるという、この条項を用いて、定款で定めて改良区が徴収しておるのであるという答弁であったと思えますが、その後当該改良区のほうに確認しておりますが、定款には、非農家に対する賦課については定められておらないというふうに聞いております。

ただしながら、この当該土地改良区が、1,000円の徴収に当たりましては、「水路管理費の使用目的について」という文書を配布されておまして、非農家各位に、農業用水路を維持管理するために、河川の改修及び改良工事並びに農業水路の管理に使用させていただいており、ご理解とご協力をお願いしますという協力の依頼をされておられて、強制的な徴収はされてないと聞いておるところでございます。

したがいまして、土地改良法に基づくものではなく、民々の合意ということで協力をお願いされていると、そのように聞いております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） あのね、私さっき言いましたやん。本会議というのは、皆さんと真剣に議論する場なんです。そこで、あろう、そんなね、あろうって、私は逆に言うたら、土地改良区という一般論を言うたわけではないんです。法隆寺の土地改良区の水路管理費はどのように集められているか。部長、4月からかわられて自分はちゃうと思いまんねんけど、実際そこまでしたら、少なくとも担当課としては、私が言うたら、少なくとも、これはちゃんと調べてそういうのがあるのかどうか、調べて答弁してもらわな、そういうことであろうと思います。あろうと言うたから、後から調べたらちゃいまんねんて、そんなばかなことありませんやん。

そしたら、改めて聞きますけど、土地改良法のそしたら第36条第8項の規定により徴収できる中に、1級河川や河川法を準用する準用河川、都市下水路というのは、法隆寺東部土地改良区の区域の中にあるんですか、ないんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまご指摘の中に、八笠田川という準用河川がございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 実際にはね、準用河川もありますし、三代川もありますやん。そうでしょう。ここに。実際河川法でいう1級河川とか準用河川、都市下水路というのは、土地改良法第36条の8項の規定には、少なくともこういう要綱には合致しない。これはちゃんと土地改良法の中でうたわれてますやん。そうでしょう。そやのに、町の答弁では、土地改良法の第36条8項の規定により徴収されているのであろうということで逃げられましたけど、行政として、私は一般質問をしたら、少なくとも行政というのは、法律や条例に基づいてきっちりと調べて答えてもらわんなんですよ。後で議事録を見て、あろうと書いてます、そんな、僕から言わしたら詐欺みたいなもんですやん。そんな言われて、もうちょっとやっぱりちゃんとした私は答弁をしていただきたいと思うんです。

実際に私も調べましたけども、この土地改良法の第36条の第8項の規定で徴収をしようと思うたら、実際にどんな手続が必要なんかというたら、定款に非農家から賦課徴

収を行う旨を定めて、そして奈良県知事の認可を受けることになってます。その認可を受ける場合には、あらかじめ斑鳩町長の意見を聞かなければならないとなっているんですね。この条件を満たして初めて賦課金徴収の手続が行われる。それで、この賦課徴収については、これは強制徴収権が認められているんです。ということは、私はいらんというても、これが実際にかかったら、少なくとも裁判をやっても負けるんですよ。それぐらい強い少なくとも権利が発生するんですよ。そういうことを全く伝えてなくて、実際に法的に皆さん方が、少なくとも担当課がこれを調べられたら、徴収してねんやったら、そういう法律を見て、賦課徴収の知事との承認をしてんのかと、見られたらすぐ、実際に法的な根拠に基づいてとっているのかとってへんのかというのは、すぐわかりますやん。それを全くしないで、それで後で改めて質問したら、いや、あろうというような形で言われてます。

私は、町の今の姿勢を見ますと、まず1級河川や準用河川、都市下水路への生活排水を流している家庭は、土地改良法の第36条8項の規定により徴収する対象とはなりません。次に、土地改良法の第36条第8項の規定により、徴収するための知事の認可の手続も行われていません。よって、法的に水路管理費を徴収することはだけへんという結論になるんですよ。

そして、斑鳩町は、3月議会での私の質問に対し、十分な調査もせずに法的に問題はないという答弁をされました。その結果、法隆寺東部土地改良区の役員に間違った認識を与えたんです。今回の問題の一番の原因は、法律や条例に基づく判断を怠り、十分な調査をしなかった町行政の私は答弁にあると思います。非農家がとってはならない放流同意金を納めた上に、水路管理費として毎年徴収される義務はありません。今後、このようなことが二度と起きないように強く要請して私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明10日も午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後3時46分 散会）